

門真市公共施設等総合管理計画

平成28年12月策定

令和 5年 3月改訂

門真市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月策定

令和 5 年 3 月改訂

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の対象施設.....	3
4. 計画の対象期間.....	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	4
1. 公共施設等の現状.....	4
(1) 建物系施設.....	4
(2) インフラ施設.....	10
(3) 広域連携施設.....	16
(4) 有形固定資産減価償却率の推移.....	17
2. 人口の現状及び将来推計.....	18
(1) 人口・世帯の推移.....	18
(2) 地域別の人口分布.....	19
(3) 人口の将来推計.....	21
3. 財政状況.....	22
(1) 普通会計.....	22
(2) 公営企業会計.....	24
4. 公共施設等に係る経費の見込み.....	26
(1) 更新等費用推計の条件.....	26
(2) 建物系施設.....	29
(3) インフラ施設.....	30
(4) 長寿命化対策等の効果額.....	32
(5) 充当可能な財源見込み.....	32
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針.....	33
1. 現状や課題に関する基本認識.....	33
(1) 人口減少による市民ニーズの変化.....	33
(2) 公共施設等の老朽化.....	33
(3) 公共施設等に係る財源不足.....	33
2. 公共施設等マネジメントの基本方針.....	34
(1) 施設総量の適正化.....	36
(2) 長寿命化の推進.....	38
(3) 市民ニーズへの柔軟な対応.....	41
(4) 脱炭素化の推進.....	41
(5) 民間活力の導入.....	43

3. 数値目標の設定	44
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
1. 施設類型区分	45
2. 建物系施設.....	46
(1) 教育・文化・スポーツ系施設.....	46
(2) 学校教育系施設.....	52
(3) 保健福祉系施設.....	56
(4) 行政・都市関連施設.....	61
3. インフラ施設	67
(1) 道路.....	67
(2) 橋りょう.....	67
(3) 公園.....	68
(4) 雨水貯留施設	69
(5) 農業水利施設	69
(6) 上水道	70
(7) 下水道	70
第5章 公共施設等マネジメントの推進に向けて	72
1. 推進体制等の構築	72
(1) 全庁的な推進体制の強化	72
(2) 情報の一元管理	72
(3) DXの推進	72
(4) 職員の意識啓発と専門技術等の向上	72
(5) 施設改修においての内容と方法の十分な検討.....	73
2. SDGsの推進	73
3. 地方公会計(固定資産台帳等)の活用	73
4. 施設評価の実施方針.....	73
5. 市民や市議会との情報共有.....	74
6. フォローアップ.....	74
参考資料	75
1. 市民アンケート調査実施概要	75
2. パブリックコメント実施概要.....	76
3. 用語集.....	77

第1章 はじめに

1. 背景と目的

国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25(2013)年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25(2013)年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

また、大規模災害に対応するために策定された「国土強靱化基本計画」では、事前防災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要とされております。

このような国の取り組みから、地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化に対処する必要があるとされ、平成 26(2014)年 4 月 22 日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の総務省通知により、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請を受けました。

本市においても、高度経済成長と急激な人口増加を背景に昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、大量に建設された学校や市営住宅などの建物系施設、道路や上下水道などのインフラ施設が老朽化により一斉に更新の時期を迎え、適切な維持管理手法の具体化、更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっております。

以上を踏まえ、本市が保有し、又は管理している建物、インフラを含めたすべての公共施設等の現状と課題を整理し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを行い、新たな建物整備が必要な場合は、施設総量を増やすことなくバランスのとれた最適配置を目指します。

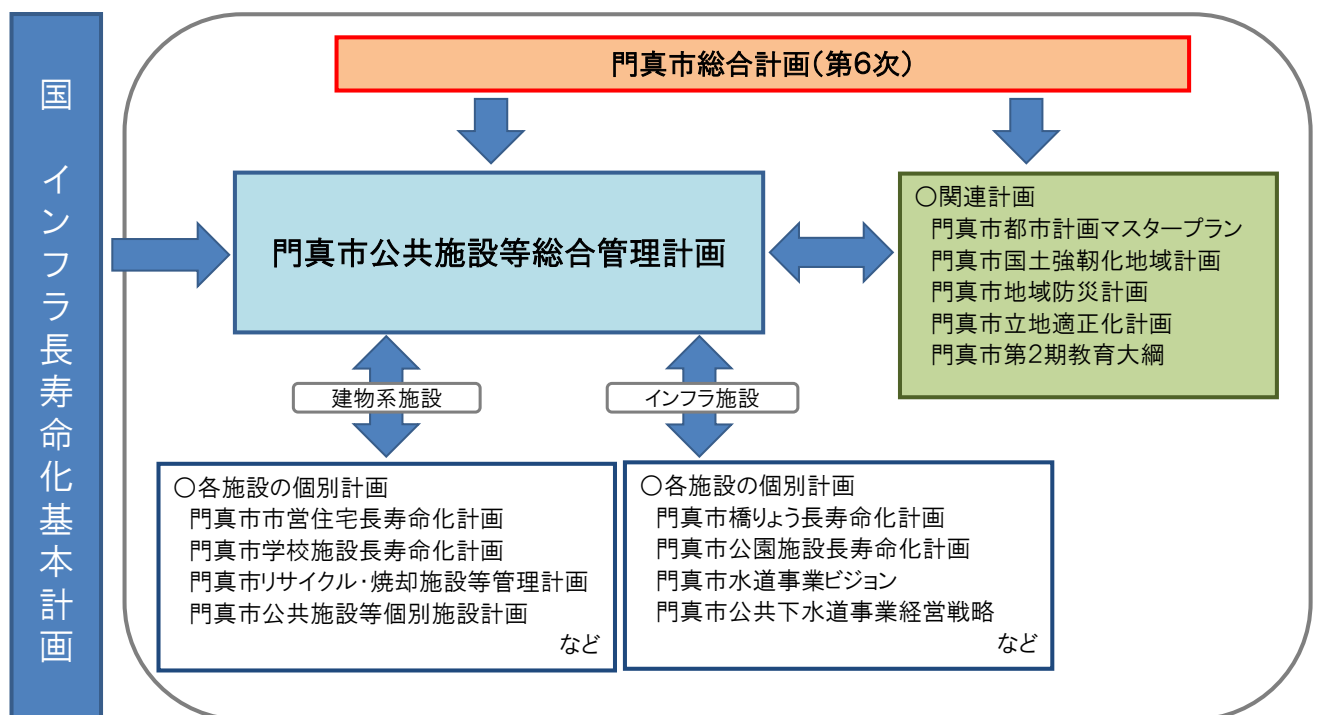
また、施設の利用者の安全性を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、これからの市民ニーズの変化も見据えた良質かつ持続可能な公共施設等マネジメント(公共施設等を市の資産として捉え、経営的な視点から分析・検討することで適正化を図り、適正に維持管理していくための手法)の実現を目的とし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画を推進します。

令和 4(2022)年度の計画改訂では、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(令和 4(2022)年 4 月 1 日 総務省)の改訂を受け、各個別施設計画の内容の反映や脱炭素化の推進方針を加えるなど、社会経済情勢の変化に即した計画の見直しを行いました。

2. 計画の位置付け

本計画は本市の公共施設等の今後のあり方などについて基本的な方向性を示すものとして位置づけるものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、本市の最上位計画である「門真市総合計画」の基本理念のもと、「門真市都市計画マスタープラン」や「門真市立地適正化計画」などの関連計画と整合し、今後の公共施設等に係る基本的な取り組みの方向性を示す横断的な計画であります。

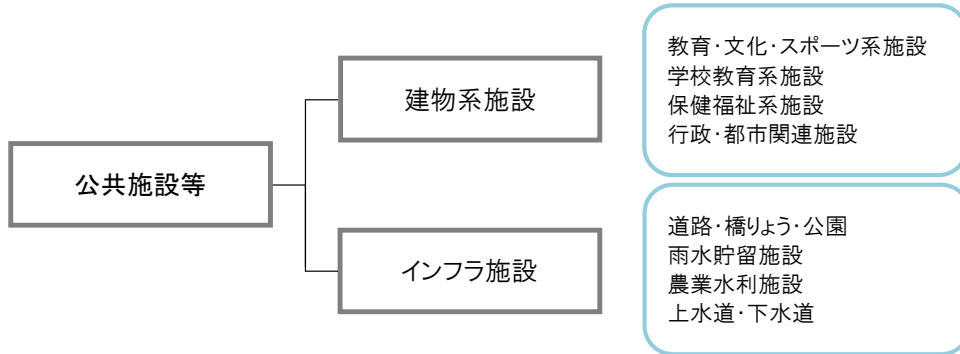
また、既存及び今後策定する個別計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画に示す方針等との整合を図り、公共施設等の管理に関する基本的な方針とするものとします。



図一 計画の位置付け

3. 計画の対象施設

本計画では、本市が保有又は管理している全ての建物系施設とインフラ施設を合わせた「公共施設等」を対象とします。

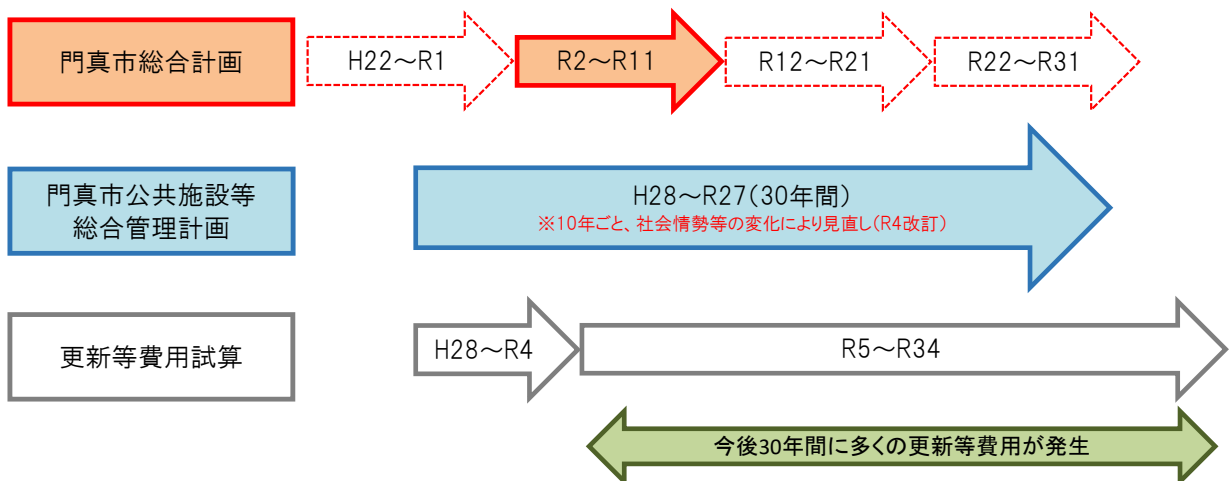


図一 対象施設

4. 計画の対象期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶことから、中長期的な視点によるマネジメントが不可欠であり、更新時期が今後30年間に集中することを踏まえ、平成28(2016)年度から令和27(2045)年度までの30年間を対象期間とし、基本的な方針を示すものとします。

概ね10年ごとに計画の進捗状況を検証した上で見直しを行います。また、社会経済情勢の変化や、関連する計画の策定・変更などが行われた場合にも、変化に応じた見直しを行います。令和4(2022)年度には、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂に伴い、本計画の見直しを行いました。



図一 計画期間

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 建物系施設

① 保有状況について

本市の建物系施設は 107 施設あり、延床面積は 439,186.04 m²であります。うち、2 施設は公営企業会計の施設です。

令和 4(2022)年 3 月 31 日時点

会計区分	類型区分	大分類	中分類	主な施設	箇所数	延床面積(m ²)	
普通会計	教育・文化・スポーツ系施設	市民文化系施設	文化施設	ルミエールホール、中塚荘	3	14,864.08	
			集会施設	自治会館	4	528.99	
		社会教育系施設	博物館等	公民館、歴史資料館	6	9979.68	
			図書館	図書館	2	1,858.88	
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	5	11,183.44	
		学校教育系施設	学校教育系施設	学校	小学校、中学校	20	134,256.51
				その他教育施設	教育センター	1	1,321.89
	保健福祉系施設	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育園、こども園	3	3,488.74	
			幼児・児童施設	こども発達支援センター、放課後児童クラブ	17	5,007.95	
		保健福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター	3	1,853.28	
			保健施設	保健福祉センター	3	10,735.92	
	行政・都市関連施設	行政系施設	庁舎等	市役所庁舎、旧北小学校	5	18,510.23	
			その他行政系施設	中小企業サポートセンター、市民公益活動支援センター	5	1,959.70	
		都市関連施設	供給処理施設	クリーンセンター	2	19,213.11	
			市営住宅	市営住宅	7	191,457.39	
			公園	管理事務所	6	317.49	
			河川施設	排水機場	3	525.32	
			その他	その他	駐輪場、旧浄化センター	10	8,398.45
		小計					105
	公営企業会計	インフラ施設	インフラ施設	上水道	泉町浄水場、上馬伏配水場	2	3,724.99
小計					2	3,724.99	
対象施設合計					107	439,186.04	

出典：公有財産台帳

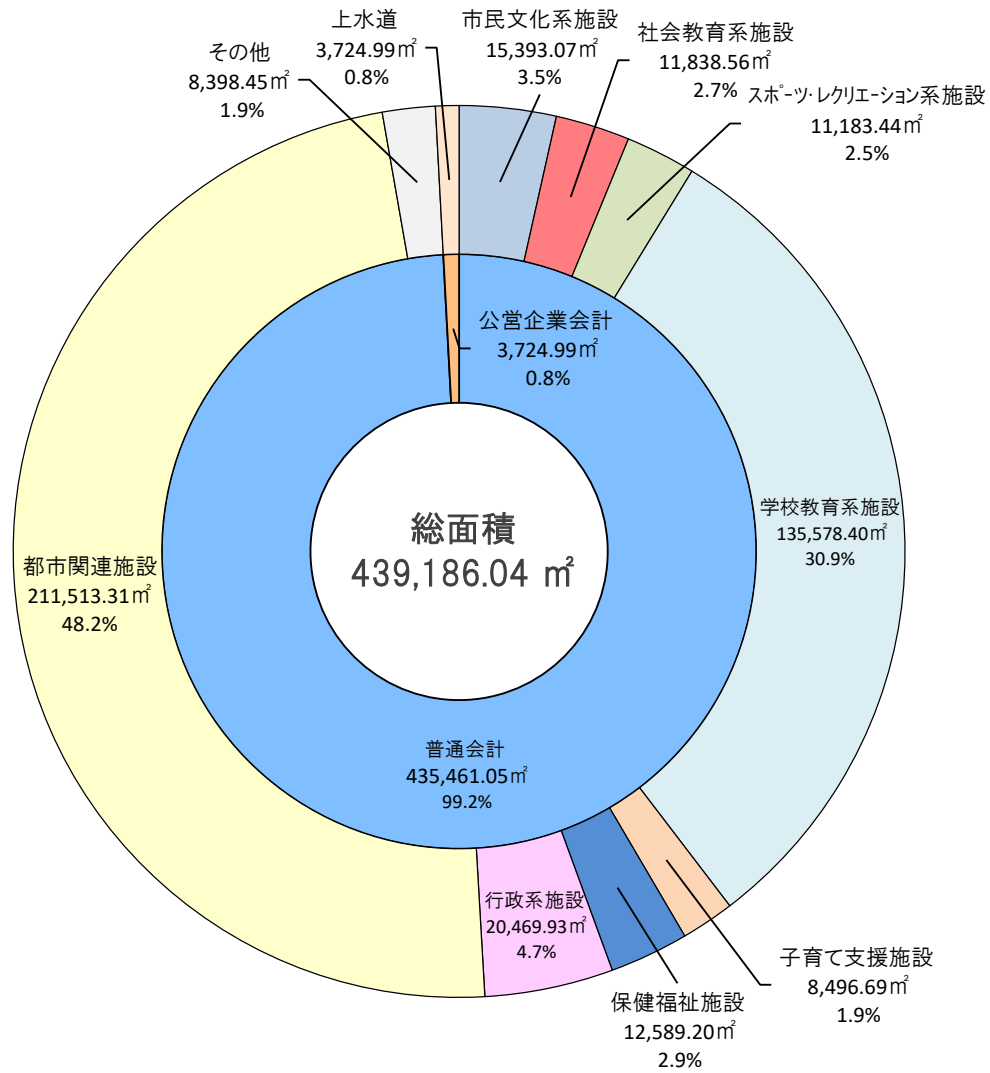
※ 幼児・児童施設のうち、放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6 施設の延床面積 1,158.33 m²については、学校の延床面積に含めて計上しています。

表一 建物系施設の保有状況

② 延床面積について

施設分類別にもっとも多いのが都市関連施設で48.2%(211,513.31 m²)、次いで学校教育系施設で30.9%(135,578.40 m²)となっています。

本市においては、平成31(2019)年4月より府営住宅の移管を受けており、今後も令和10(2028)年度まで計3回の移管を受ける予定となっています。このため、今後も都市関連施設の延床面積の増加が見込まれます。



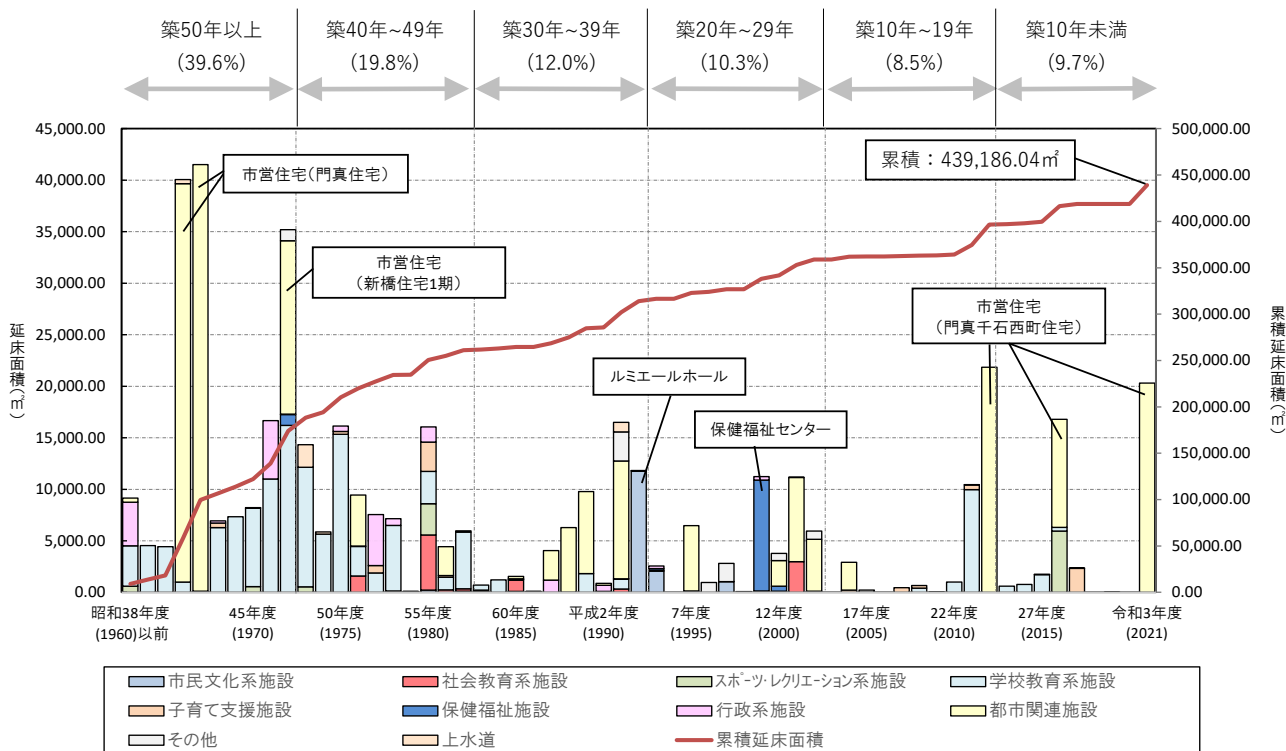
出典：公有財産台帳

- ※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも総数に一致しない場合があります。
- ※ 子育て支援施設のうち、放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6施設の延床面積 1,158.33 m²については、学校教育系施設の延床面積に含めて計上しています。

図一 延床面積の内訳

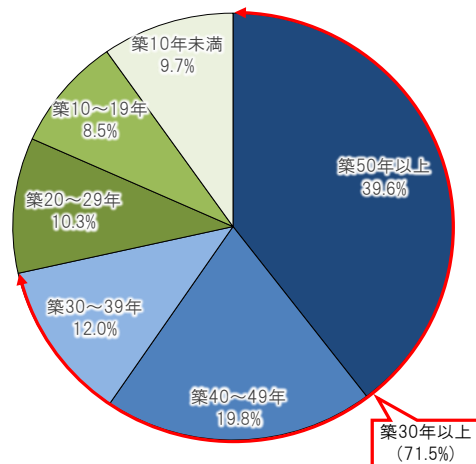
③ 老朽化について

本市の建物系施設は昭和40年代に建築された施設が多く、令和4(2022)年度末時点で築30年以上の施設が71.5%と4分の3近くを占めており、今後30年以内に建替え時期を迎える施設が多くなっています。



※ 子育て支援施設のうち、放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6施設の延床面積1,158.33㎡については、各校舎の延床面積に含めて、学校教育系施設に計上しています。

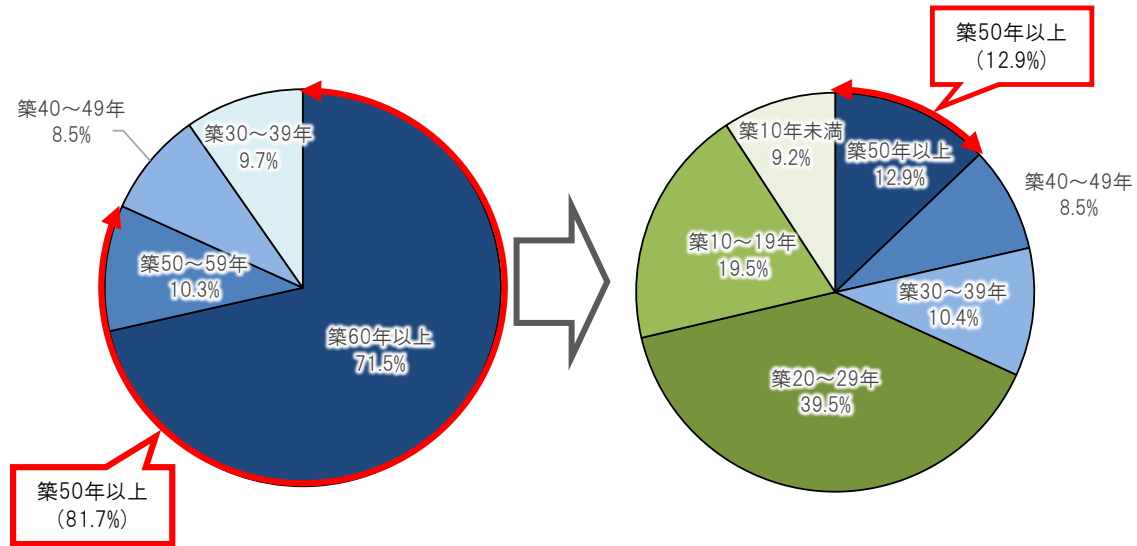
図一 築年別の整備状況



図一 築年別の延床面積

出典: 公有財産台帳

また、令和4(2022)年度末を基準とした時、30年後の施設について、建替えを実施しない場合は、築50年以上が81.7%となります。これを標準的な使用年数で随時建替えすると、築50年以上は12.9%と減少します。



出典: 公有財産台帳

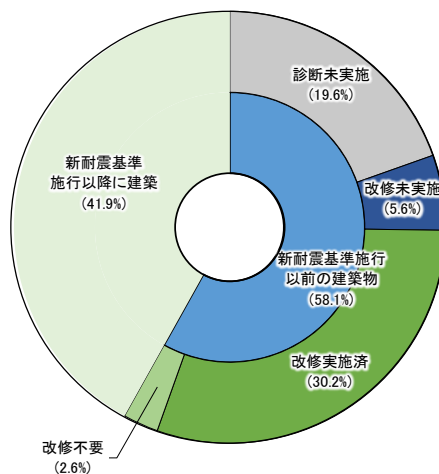
図一 建替えを実施しない場合

図一 標準的な使用年数で建替えを実施した場合

④ 耐震化について

建築年別の新耐震基準(昭和56(1981)年6月1日改正)の適合状態について、延床面積の構成比で見ると、以下の図に示すとおりです。

新耐震基準で建築された施設は41.9%となっています。新耐震基準以前の施設について、診断を行った結果、新耐震基準に適合している(改修不要)と判断されたものが2.6%、耐震改修を実施したものが30.2%、耐震改修未実施のものが5.6%となっています。



出典: 施設カルテ

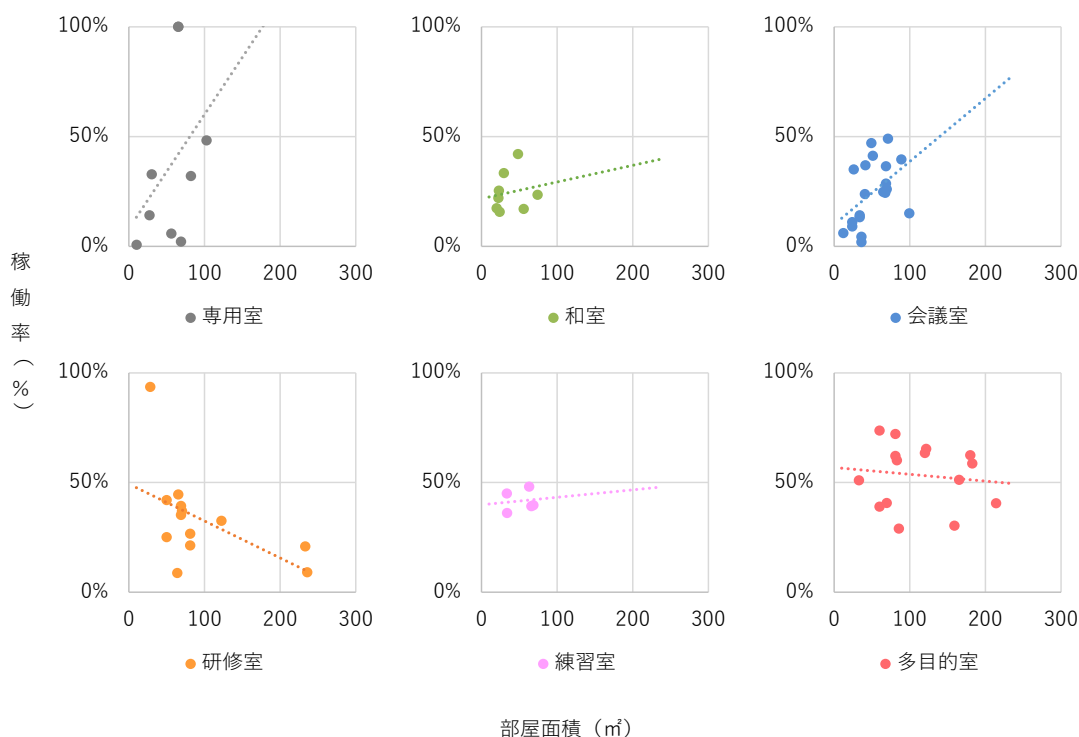
図一 耐震化状況

⑤ 利用状況について

本市の貸館機能について、令和3(2021)年度稼働率を部屋の特性ごとに分類すると、多目的室系の部屋は、部屋の規模に関わらず高い稼働率となっています。それ以外の部屋は規模が大きいほど稼働率が高い傾向にありますが、講義やセミナーなどを行う研修室系の部屋は規模が大きくなるほど、稼働率が低くなっています。

また、多くの施設は利用者の制限がありませんが、市内在住の60歳以上の人が無料で利用可能な高齢福祉施設は、専用室(料理室や娯楽室などの用途が限定された部屋)を含め、高い稼働率となっています。

このほか、本市のホール機能は、客席数1000席程度の大ホール1箇所、300席程度の小ホール3箇所を提供しています。このうち、ルミエールホールと公民館のものは、新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響があった年度を含め、高い稼働率を維持していますが、南部市民センター(貸館部分)のものは過去9年間のピーク時でも、40%程度の低い稼働率となっています。なお、新しく整備予定の生涯学習複合施設においてもホール機能の設置を予定しています。

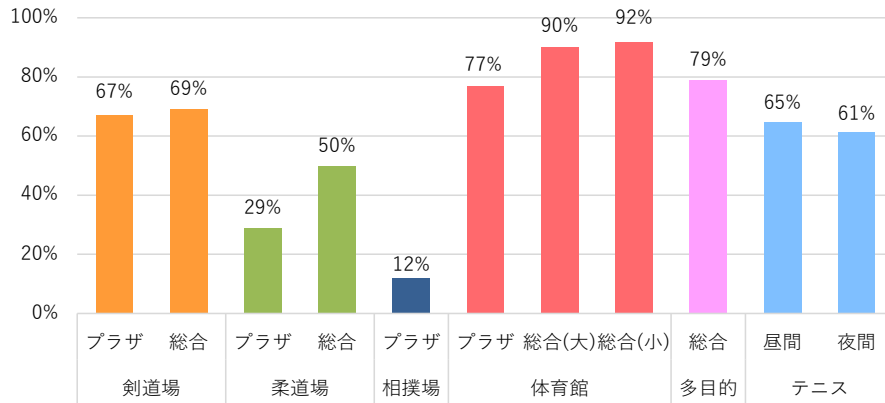


出典：施設カルテ

※ 部屋別稼働率及び面積の記録を行っていない一部の施設は含んでいません。

図一 貸館の部屋面積別稼働率(令和3(2021)年度)

スポーツ施設は概ね高い稼働率を維持していますが、利用用途の限定される柔道場、相撲場は他の部屋の稼働率を大きく下回っています。また、いずれの施設も土日祝日や夜間の稼働率が高い状況です。



出典：施設カルテ

※ プラザ：門真市民プラザ体育館、総合：市立総合体育館、テニス：門真市立テニスコート

図一 スポーツ施設の稼働率(令和3(2021)年度)

このほか、学校施設などは設置当初から利用対象人口が大幅に減少していることから、児童生徒数に対して、施設規模が大きくなっているものがあります。

⑥ 現在要している維持管理経費

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間における建物系施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年平均で約48億6千万円でした。

ルミエールホールの大規模改修工事(令和元(2019)年度)、門真千石西町住宅の新築工事(令和元(2019)年度～令和3(2021)年度)などの大規模な工事の実施により、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけて工事請負費が増加しています。

また、府より移管を受けた市営住宅3施設について、令和3(2021)年度から新たに指定管理業務委託を開始したため、指定管理業務委託料が増加しています。

表一 維持管理経費の実績

(単位：億円)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	平均
工事請負費	3.3	5.1	35.5	43.6	20.2	21.6
光熱水費	6.5	6.1	5.5	4.9	5.4	5.7
修繕料	1.4	1.7	2.0	2.0	1.4	1.7
その他委託料	12.4	12.9	15.7	16.0	16.5	14.7
指定管理業務委託料	3.7	4.1	3.7	4.3	6.5	4.5
使用料及び賃借料	0.3	0.8	0.4	0.4	0.8	0.5
合計	27.6	30.7	62.8	71.2	50.8	48.6
合計(工事請負費を除く。)	24.3	25.6	27.3	27.7	30.5	27.1

出典：施設カルテ

※ 中分類「公園」、「河川施設」は第2章(2)③現在要している維持管理経費(P.15)で集計

※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも合計に一致しない場合があります。

(2) インフラ施設

① 保有状況について

インフラ施設は、生活及び産業の基盤となるものであり、本市では下表の施設を保有しています。

令和4(2022)年3月31日時点

分類		施設数等	
普通会計			
道路	一般道路	延長	166,382.54 m
		面積	1,147,532.40 m ²
	自転車歩行者道	延長	2,065.18 m
		面積	14,149.03 m ²
橋りょう	橋りょう	箇所数	96 箇所
	横断歩道橋	箇所数	3 箇所
公園	都市公園	箇所数	68 箇所
	都市公園以外	箇所数	97 箇所
雨水貯留施設	調節池	箇所数	3 箇所
	雨水貯留槽	箇所数	14 箇所
農業水利施設	水路施設	路線数	52 路線
	ゲート施設	門数	9 門
	ポンプ施設	台数	79 台
	建築物	延床面積	525.32 m ²
公営企業会計			
上水道	管路	延長	225,145 m
	建築物	延床面積	3,724.99 m ²
下水道	管路	延長	321,482 m

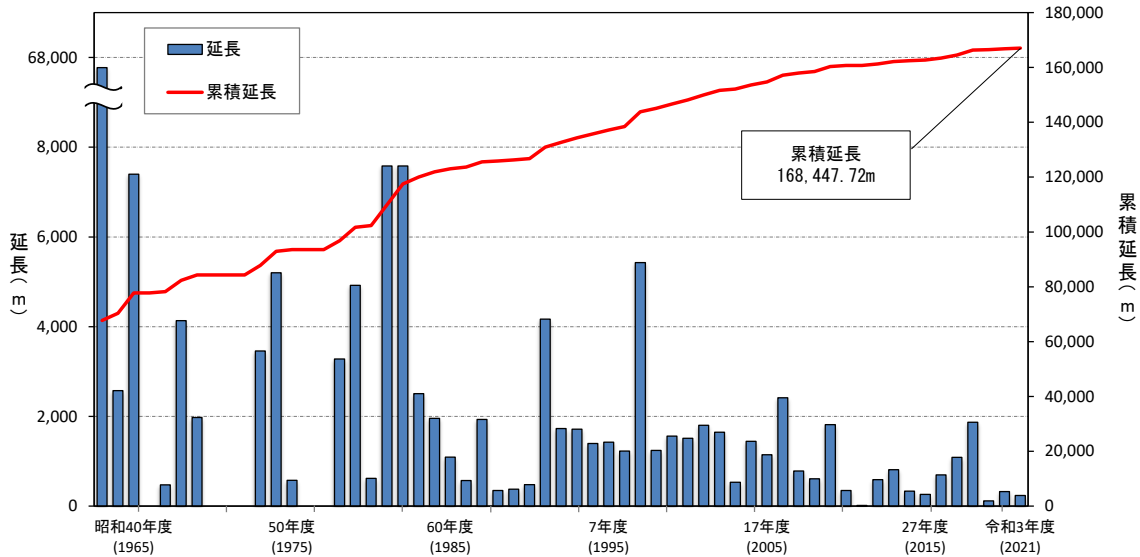
表ーインフラ施設の保有状況

※ 農業水利施設及び上水道の建築物は第2章(1)建物系施設(P.4)にも計上しています。

② 整備状況について

i) 道路

市内の道路は総延長で168,447.72mが整備されています。うち、自転車歩行者道は2,065.18mが整備されています。

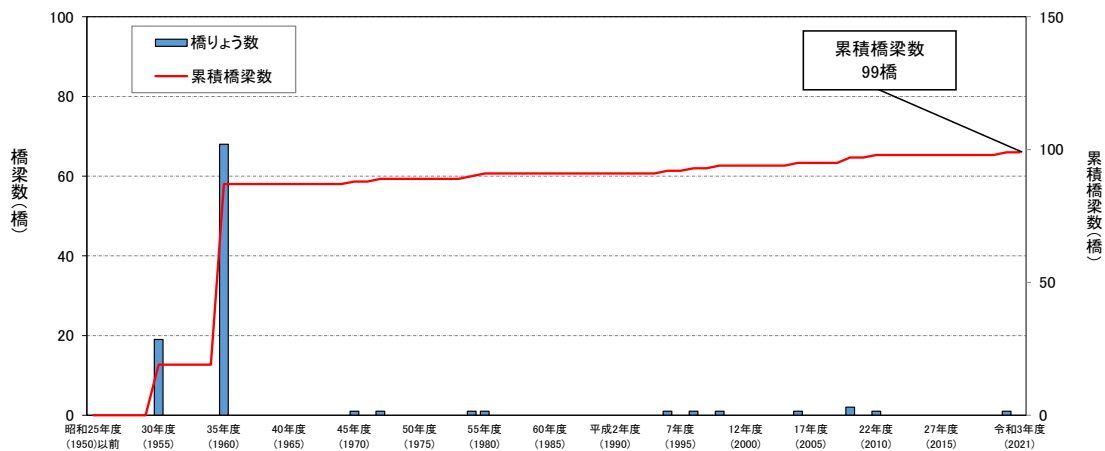


出典:道路台帳

図一道路の供用開始年度別整備状況

ii) 橋りょう

市内の橋りょうは、昭和30年代に建設されたものがほとんどで、累積で道路橋96橋、横断歩道橋3橋となっています。このため大半の橋梁は、老朽化による更新等の対策が必要となる見込みです。



出典:所管課資料

図一道路橋及び横断歩道橋の年度別整備状況

iii) 公園

市内には都市公園を68箇所、都市公園以外の公園を97箇所整備しています。この165箇所の公園のうち、市域全体から利用者の訪れる大きな公園は3箇所のみであり、8割以上が1,500㎡未満の小さな公園で、密集市街地などの住宅地に多数整備しています。

1人当たり都市公園面積は大阪府全体の6.40㎡/人(令和3(2021)年3月31日時点 国交省)を大きく下回る1.15㎡/人となっています。

また、300を超える遊具のほか、ベンチなどの工作物、植栽を多数保有しており、安全面やニーズの変化などから、それらの更新、管理が必要です。

表一 公園の整備状況

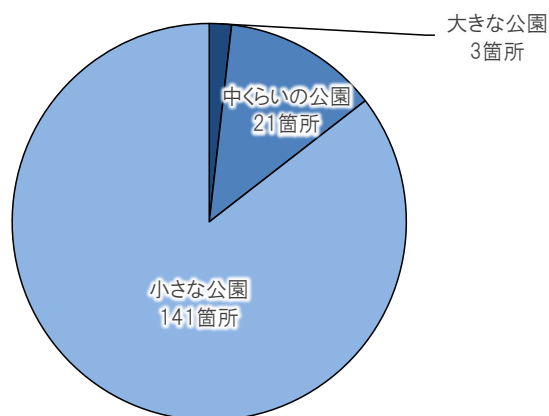
令和4(2022)年3月31日時点

都市計画区分	設置区分	箇所数	開設面積	都市計画面積	1人当たり公園面積	
都市公園		68	13.65ha	6.97ha	1.15㎡/人	
都市公園	都市計画公園	街区公園	11	2.75ha	2.27ha	0.23㎡/人
		近隣公園	2	4.75ha	4.70ha	0.40㎡/人
	その他の都市公園	街区公園	50	5.62ha	-	0.47㎡/人
		都市緑地	5	0.53ha	-	0.04㎡/人
都市公園以外の公園		97	2.93ha	-	0.25㎡/人	
総計		165	16.58ha	6.97ha	1.40㎡/人	

出典：公園台帳

※ 一人当たりの公園面積は、令和4(2022)年4月1日時点の人口をもとに算出しています。

※ 表中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも総計に一致しない場合があります。



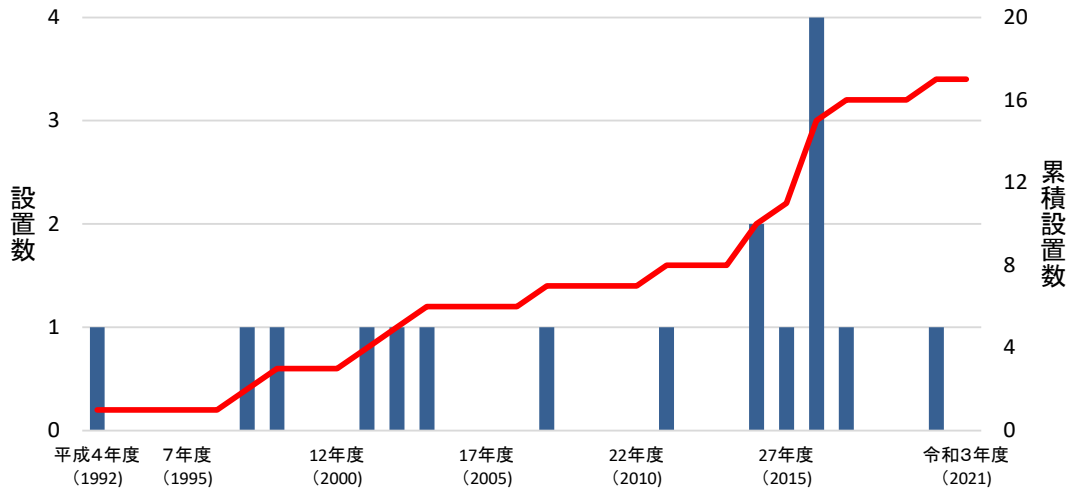
※ 大きな公園:5,000㎡以上、中くらいの公園:1,500㎡以上5,000㎡未満、小さな公園:1,500㎡未満

※ それぞれの定義は巻末「用語集」を参照してください。(門真南緑地は1,500㎡以上ですが、多様な機能の確保は想定されないため、小さな公園として分類しています。)

図一 面積別の公園数

iv) 雨水貯留施設

本市は道路や公園の地下17箇所に、大雨時に下水道や水路等への負担を減らすため、雨水貯留施設を設置しています。平成28(2016)年度には北島東地区の区画整理事業に伴い、3つの調節池を設置しました。



出典: 所管課資料

図一 雨水貯留施設の年度別設置状況

v) 農業水利施設

本市には、農業地域への必要な水の供給及び農業廃水を目的に、排水機場3箇所及び水路施設52路線に加え、樋門9門、ポンプ79台といった一般管路からの排水や大雨時の排水機能の補完機能を担う小規模な施設を設置しています。

なお、下八箇荘排水機場は、大東市、大阪市及び門真市の3市をまたぐ下八箇荘水路の末端にある排水機場であり、各市の負担金により本市が維持管理しています。



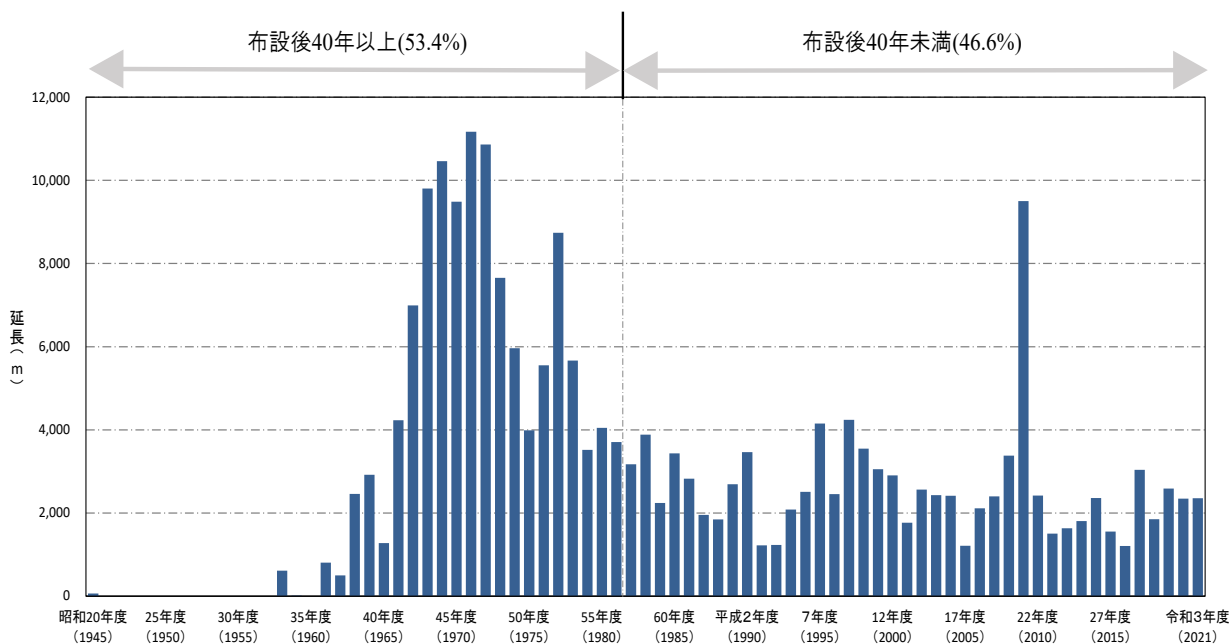
写真一 北島第2 樋門



写真二 下八箇荘排水機場

vi) 上水道

上水道は、昭和40年代から昭和50年代に整備されたものが多くなっています。
配水管の総延長は令和3(2021)年度末時点で225,145mとなっています。

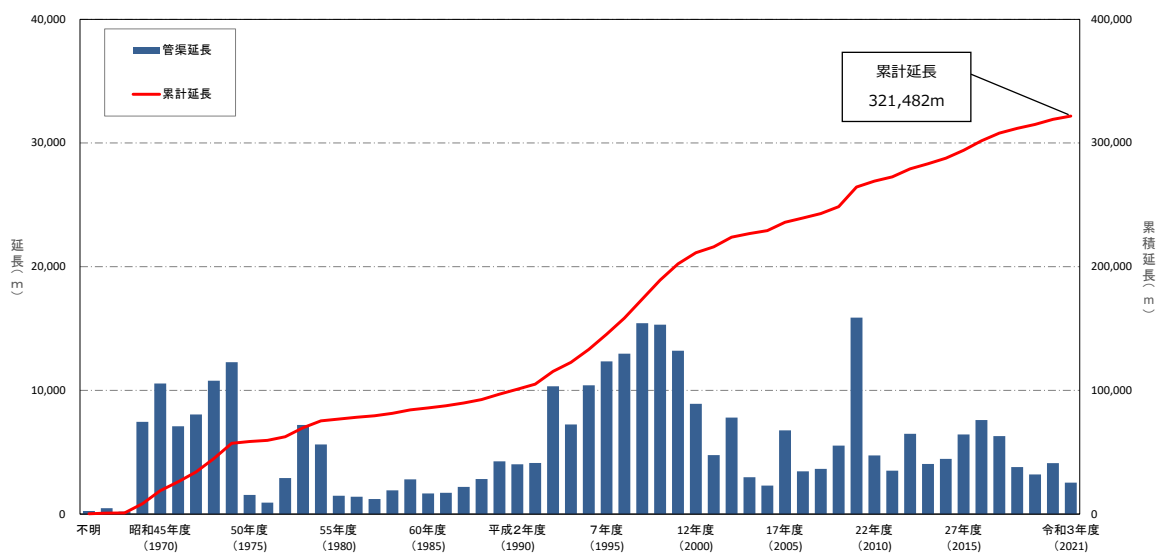


出典:水道台帳

図一配水管の布設年度別延長

vii) 下水道

下水道は、昭和49(1974)年度、平成9(1997)年度、平成21(2009)年度に整備のピークが見られます。累積延長は、令和3(2021)年度末時点で321,482mとなっています。



出典:下水道台帳

図一下水道の年度別整備状況

③ 現在要している維持管理経費

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間におけるインフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、普通会計の年平均で約4億2千万円、公営企業会計の年平均で約25億6千万円でした。ともに総額に大きな年変動は見られません。

普通会計は、工事請負費が全体の5割程度を占めています。また、施設分類ごとには、農業水利施設の排水機場の運転管理費が大きな割合を占めています。

公営企業会計では、水道事業において、令和元(2019)年度に泉町配水施設外更新工事の詳細設計業務委託を行ったことから、資本的支出の委託料が増加しています。

表一 維持管理経費の実績(普通会計)

(単位:億円)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	平均
工事請負費	2.9	1.8	1.8	1.4	1.5	1.9
光熱水費	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
修繕料	0.2	0.3	0.6	0.1	0.1	0.3
その他委託料	1.3	1.1	1.6	1.1	1.6	1.4
指定管理業務委託料	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
使用料及び賃借料	0.05	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合計	5.1	3.9	4.6	3.4	4.0	4.2
合計(工事請負費を除く。)	2.2	2.1	2.8	2.0	2.5	2.3

出典:執行データ

※ 雨水貯留施設は集計対象外としています。

表一 維持管理経費の実績(公営企業会計)

(単位:億円)

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	平均
資本的支出	工事請負費	15.5	22.2	16.4	19.0	20.6	18.7
	委託料	0.7	1.4	2.1	1.1	1.0	1.2
収益的支出	維持管理費	5.7	5.5	6.1	5.4	5.3	5.6
合計		21.9	29.1	24.5	25.5	26.9	25.6
合計(工事請負費を除く。)		6.4	6.9	8.1	6.5	6.3	6.8

出典:門真市公営企業会計決算書

※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも合計に一致しない場合があります。

※ 収益的支出の維持管理費は営業費用のうち、人件費、減価償却費、固定資産除却費、受水費、流域下水道管理負担金を除く費用を計上しています。

(3) 広域連携施設

本市は複数の一部事務組合等に参加しており、各構成自治体の地域特性に応じ、消防などの事務の共同処理をはじめとし、施設の相互利用を図り、密接な連携を行っています。

し尿処理については、公共下水道の普及により、汲み取り人口が減少してきたことを受け、浄化センターを用途廃止し、令和元(2019)年度から四條畷市に処理業務の委託を行っています。

下表には、施設の相互利用を行っているものについて、直近5年間の負担金の推移を示しています。また、本市は自己水源がないため、大阪広域水道企業団からの水供給を受けており、受水費の支払いを行っています。これらの費用は、現在は概ね安定した支出となっていますが、今後も継続的に発生するものです。将来的には各施設の改修・更新等も予想されることから、市保有の公共施設等に係る経費見込みと併せて、広域連携施設の負担金等の変動にも注視し、財源の確保に努める必要があります。

このほか、可燃ごみの処理については、大阪広域環境施設組合への加入及び共同処理の実現に向けて、協議を進めています。

表一 広域連携施設負担金の推移

(億円)

管理主体	事業(主な施設)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
守口市門真市消防組合	消防本部、消防署、出張所	16.3	16.7	16.7	16.7	16.0
飯盛霊園組合	飯盛霊園、飯盛斎場	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四條畷市	四條畷市立環境センター	-	-	2.1	1.7	1.6

出典：門真市一般会計決算書

表一 大阪広域水道企業団からの受水費の推移

(億円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
受水費	10.5	10.0	9.8	9.3	9.4

出典：門真市公営企業会計決算書

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るに従い価値が減る資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことで、減価償却累計額が大きいほど資産取得からの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率が100%に近いほど、資産が老朽化していると言えます。

本市の所有資産全体の有形固定資産減価償却率は、平成27(2015)年度以降上昇傾向にありましたが、令和元(2019)年度に、府営住宅の移管やルミエールホールの大規模改修を実施したことから、全国平均を下回り、類似団体内で概ね平均的な値となりました。

施設類型別(令和元(2019)年度時点)では、庁舎や一般廃棄物処理施設、図書館、学校施設で所有資産全体の有形固定資産減価償却率を大きく上回っています。公営住宅、認定こども園・幼稚園・保育所・体育館・プールは施設移管や建替え等により、有形固定資産減価償却率が低い施設類型となっています。

表一 有形固定資産減価償却率の推移

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
門真市	62.5%	62.5%	63.4%	64.7%	59.5%
全国平均	55.6%	57.8%	59.3%	60.3%	63.4%
類似団体内平均値	60.2%	57.4%	58.7%	59.8%	60.9%

出典：財政状況資料集(令和元(2019)年度)

表一 令和元(2019)年度における類型別の有形固定資産減価償却率

施設類型	有形固定資産減価償却率	施設類型	有形固定資産減価償却率
庁舎	90.2%	福祉施設	45.8%
一般廃棄物処理施設	81.8%	保健センター・保健所	43.8%
図書館	74.0%	公営住宅	35.6%
学校施設	70.2%	認定こども園・幼稚園・保育所	34.2%
公民館	67.7%	体育館・プール	17.3%
消防施設	47.5%	橋りょう・トンネル	60.8%
市民会館	46.2%	道路	59.6%

出典：財政状況資料集(令和元(2019)年度)

- ※ 施設類型は財政状況資料集(総務省)上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。
- ※ 所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計を指します(土地、物品等は除きます)。表中の施設類型に分類されないその他の施設(公園トイレ等)の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。
- ※ 有形固定資産減価償却率や減価償却累計額は、直ちに、必要な施設の更新等や将来の財政負担の発生を示すものではありません。

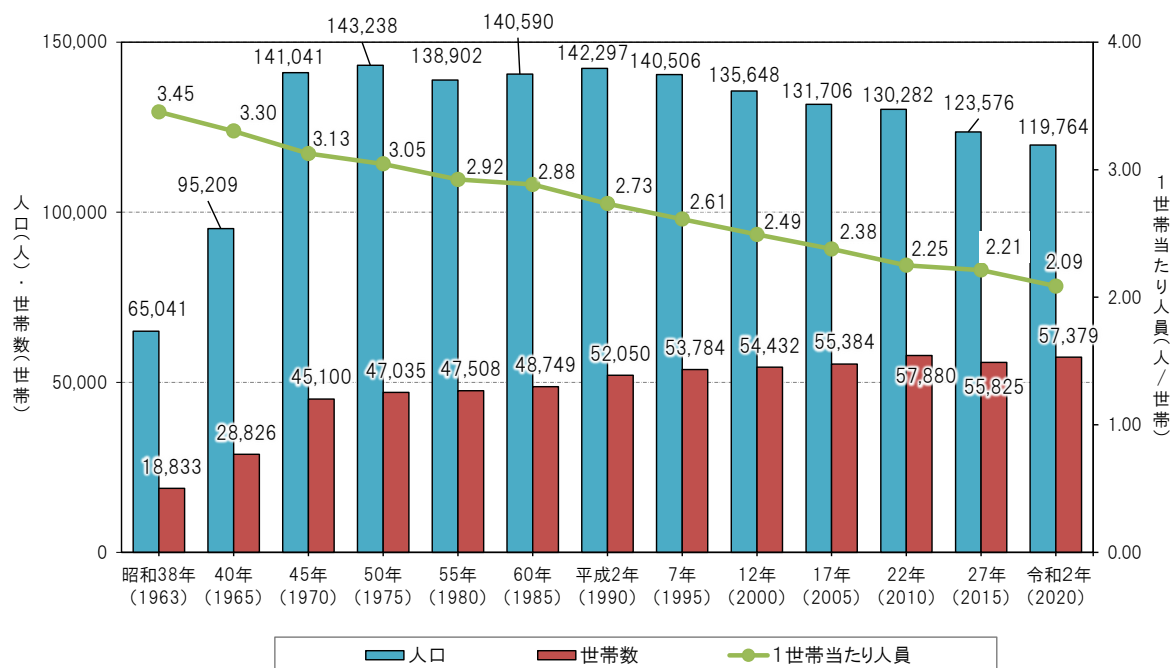
2. 人口の現状及び将来推計

(1) 人口・世帯の推移

本市の市制施行がされた昭和38(1963)年には、人口が65,041人でした。その後、昭和40年代から昭和50年代にかけて急増し、それ以降は横ばい傾向となり、平成2(1990)年をピークに減少に転じ、令和2(2020)年には119,764人となっています。この間、世帯あたり人員については、一貫して減少しており、昭和38(1963)年には3.45人でしたが、令和2(2020)年には1世帯あたり2.09人/世帯となっています。

	人口		世帯数		世帯あたり人員	備考
	(人)	増減率(%)	(世帯)	増減率(%)	(人/世帯)	
昭和38年(1963)	65,041	—	18,833	—	3.45	市制施行(8/1)
40(1965)	95,209	46.4%	28,826	53.1%	3.30	国勢調査
45(1970)	141,041	48.1%	45,100	56.5%	3.13	〃
50(1975)	143,238	1.6%	47,035	4.3%	3.05	〃
55(1980)	138,902	-3.0%	47,508	1.0%	2.92	〃
60(1985)	140,590	1.2%	48,749	2.6%	2.88	〃
平成2年(1990)	142,297	1.2%	52,050	6.8%	2.73	〃
7(1995)	140,506	-1.3%	53,784	3.3%	2.61	〃
12(2000)	135,648	-3.5%	54,432	1.2%	2.49	〃
17(2005)	131,706	-2.9%	55,384	1.7%	2.38	〃
22(2010)	130,282	-1.1%	57,880	4.5%	2.25	〃
27(2015)	123,576	-5.1%	55,825	-3.6%	2.21	〃
令和2年(2020)	119,764	-3.1%	57,379	2.8%	2.09	〃

表一人口・世帯の推移



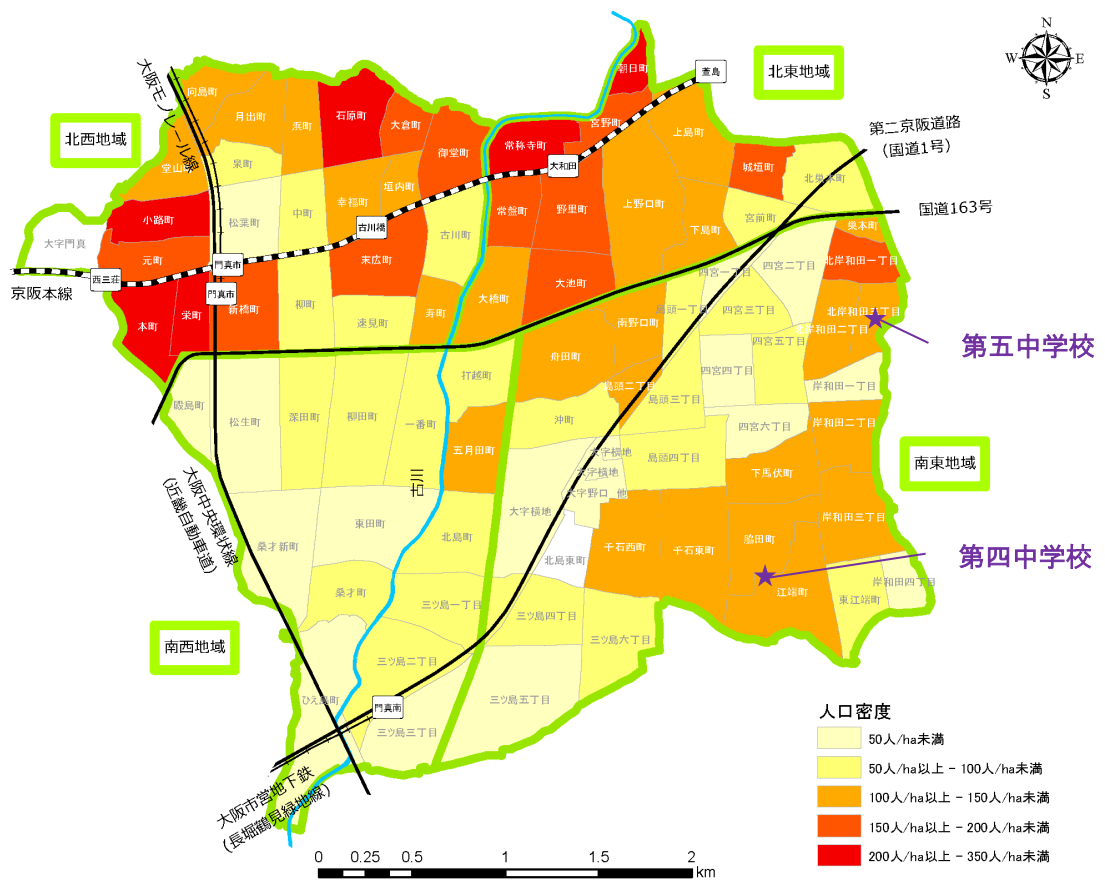
出典：昭和38(1963)年は住民基本台帳、昭和40(1965)年～令和2(2020)年は国勢調査

図一人口・世帯の推移

(2) 地域別の人口分布

本市の国道163号線より北側の地域においては人口密度が高く、市民文化系施設や行政系施設も相対的に北部に多く配置されています。対する南側の地域は第二京阪道路以東、第四中学校区及び第五中学校区周辺の人口密度が高い状況です。南西地域では、大阪モノレール線の延伸を見据え、松生町に商業施設・住宅等の大型複合街づくり型開発事業が推進されるなど、今後の人口増加へ繋がるのが期待できます。

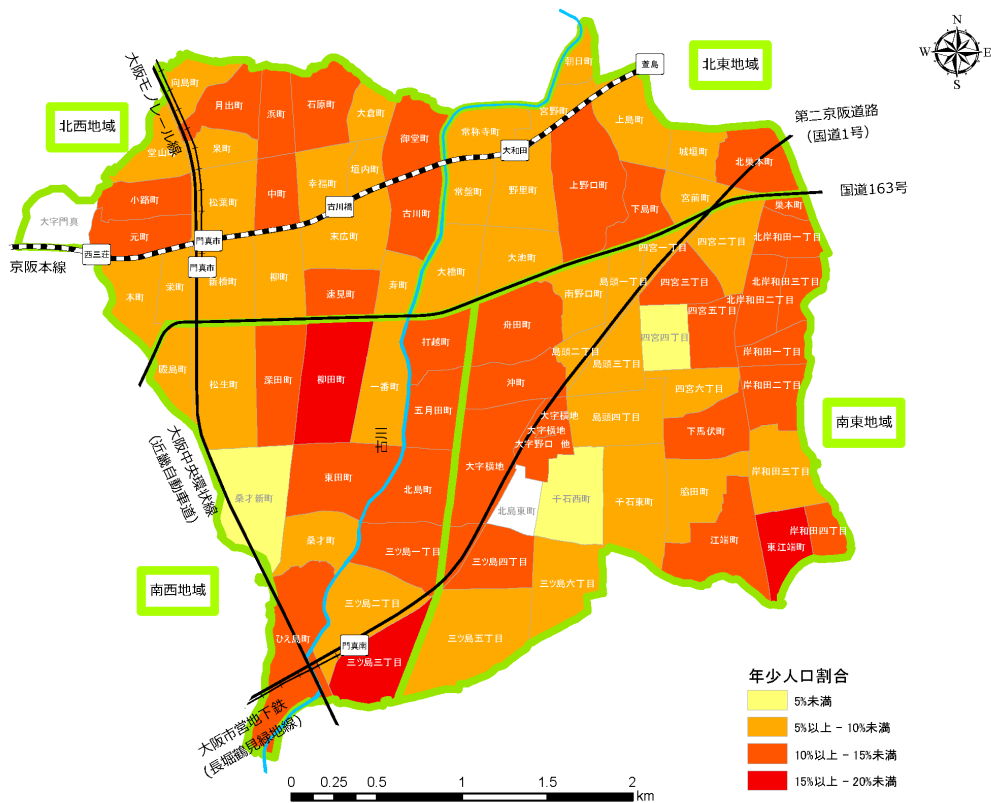
年齢階級別には、年少人口割合は、市域全体で概ね5%~15%となっています。一方で、高齢化率を見ると、四宮四丁目、大字横地、大字野口、千石西町で50%を超えています。



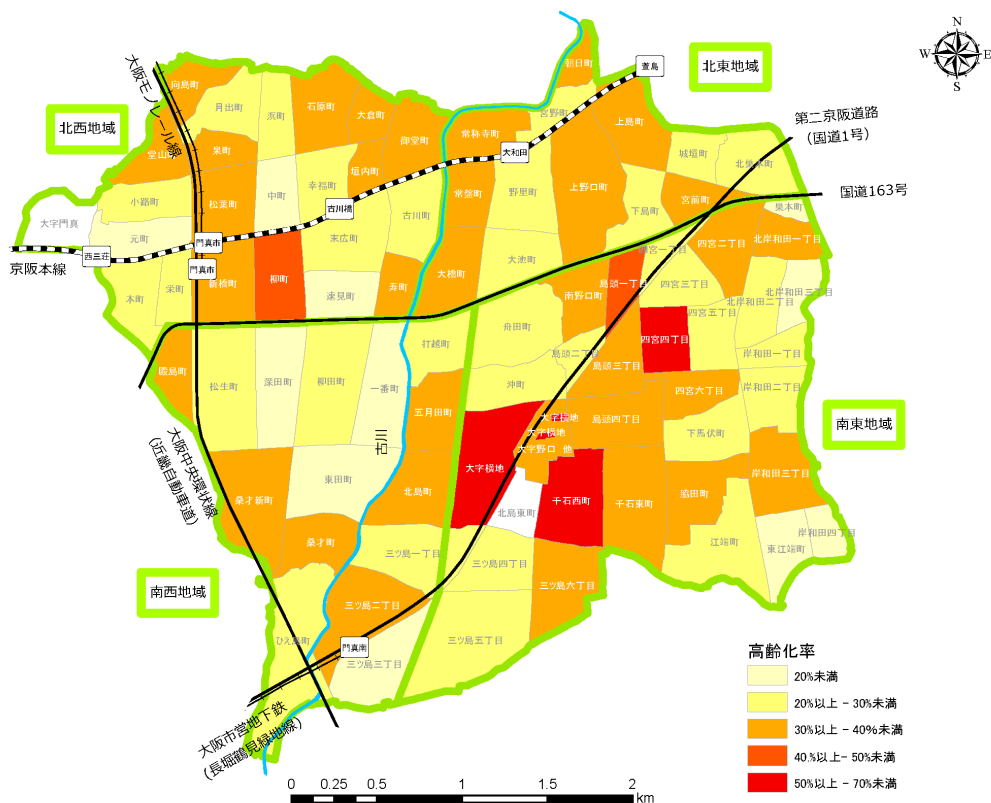
出典：国勢調査(令和2(2020)年度)

図一 地域別の人口密度

※ 地域区分は門真市都市マスタープラン(令和4(2022)年3月)による。



図一 地域別の年少人口割合

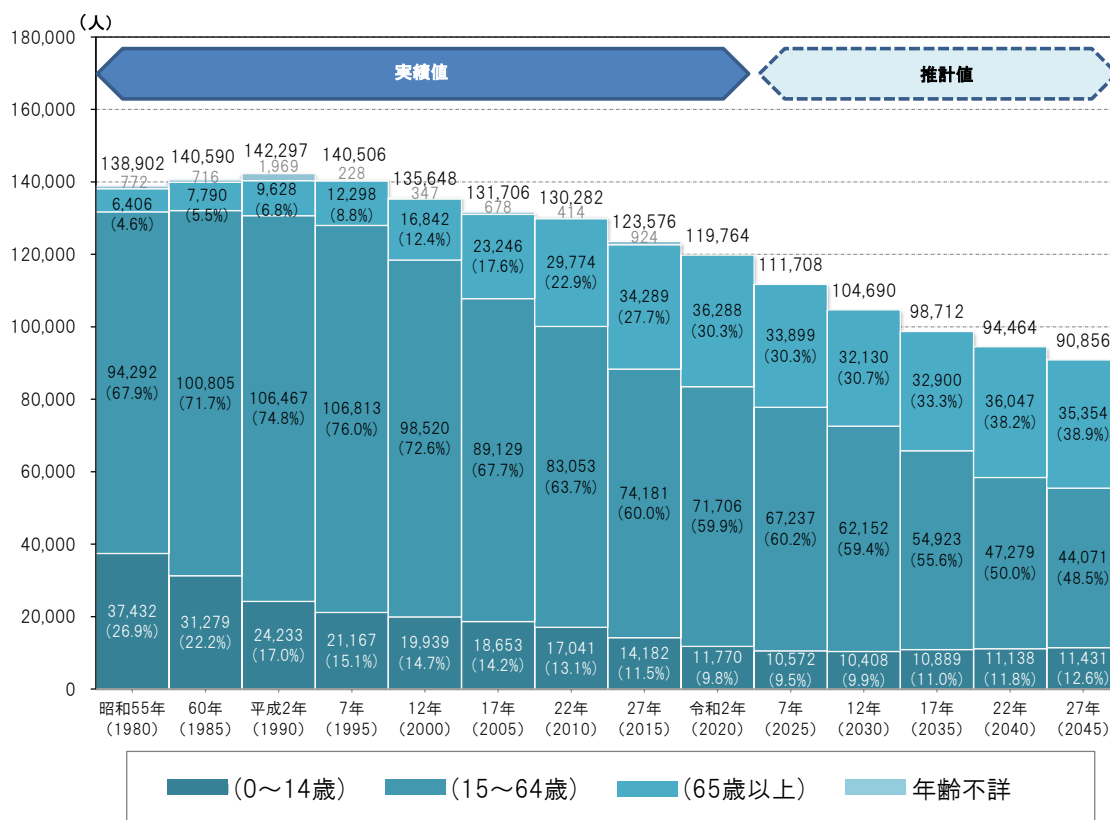


図一 地域別の高齢化率

(3) 人口の将来推計

本市の人口は平成2(1990)年から減少傾向であり、このまま人口減少が進むと令和27(2045)年には90,856人まで減少する予測となっています。

年齢階級別には、高齢化の進行が予測されるものの、年少人口割合も微増傾向に転じる見込みです。



出典：昭和55(1980)年から令和2(2020)年は国勢調査

令和7(2025)年から令和27(2045)年は門真市人口ビジョン(時点修正)

※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも総数に一致しない場合があります。

図一 人口の現状と見通し

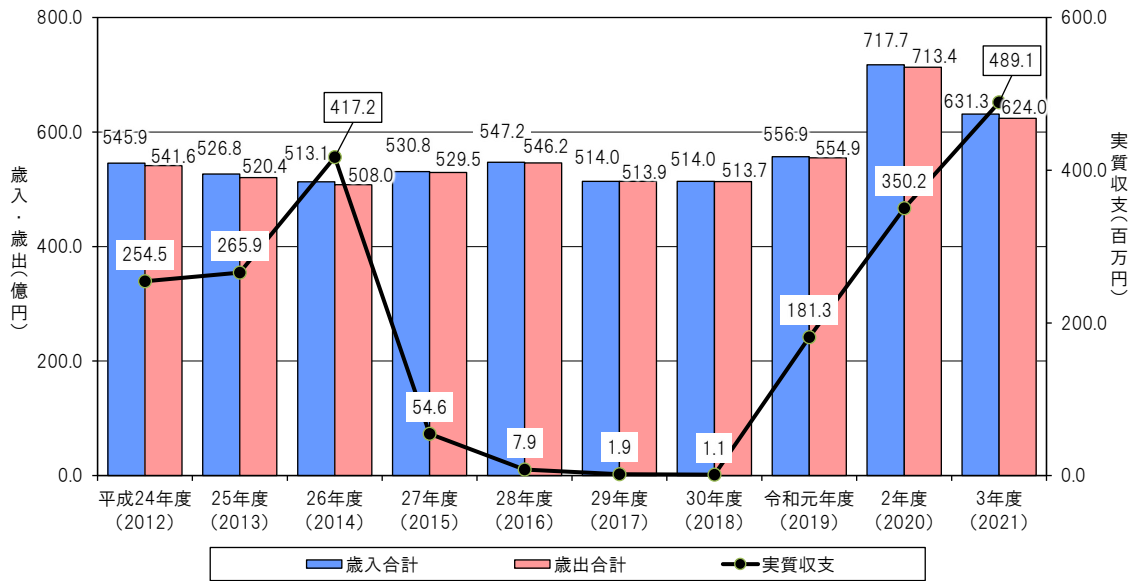
3. 財政状況

(1) 普通会計

① 普通会計決算額の状況

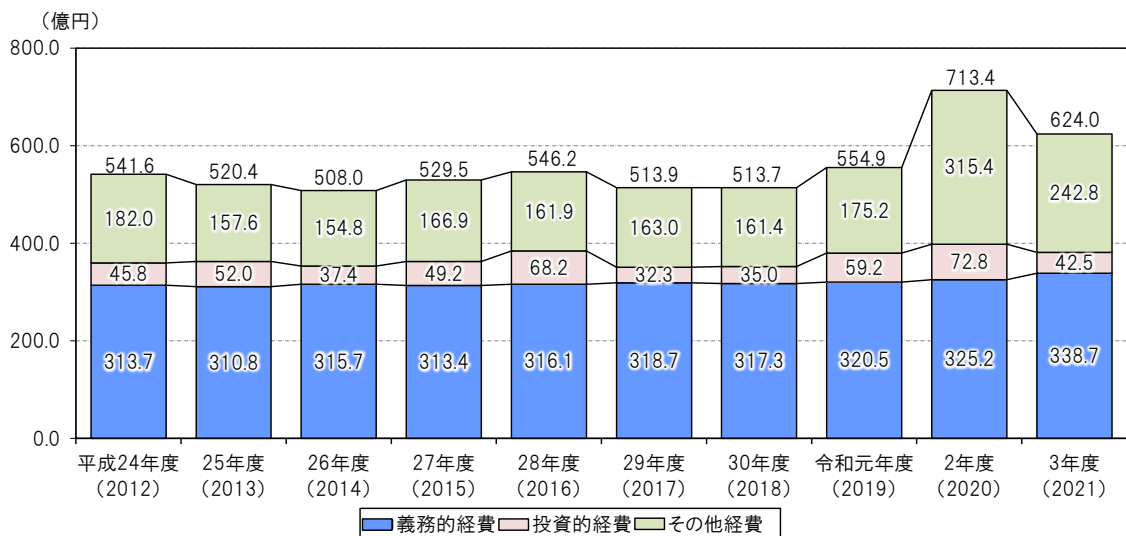
過去10年間における普通会計決算をみると、歳入・歳出の総額はともに約550億円前後で推移し、実質収支は期間を通して黒字を維持しています。

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症への対策事業実施のため、歳入・歳出ともに突出しています。



出典：地方財政状況調査表

図一 普通会計決算額の推移



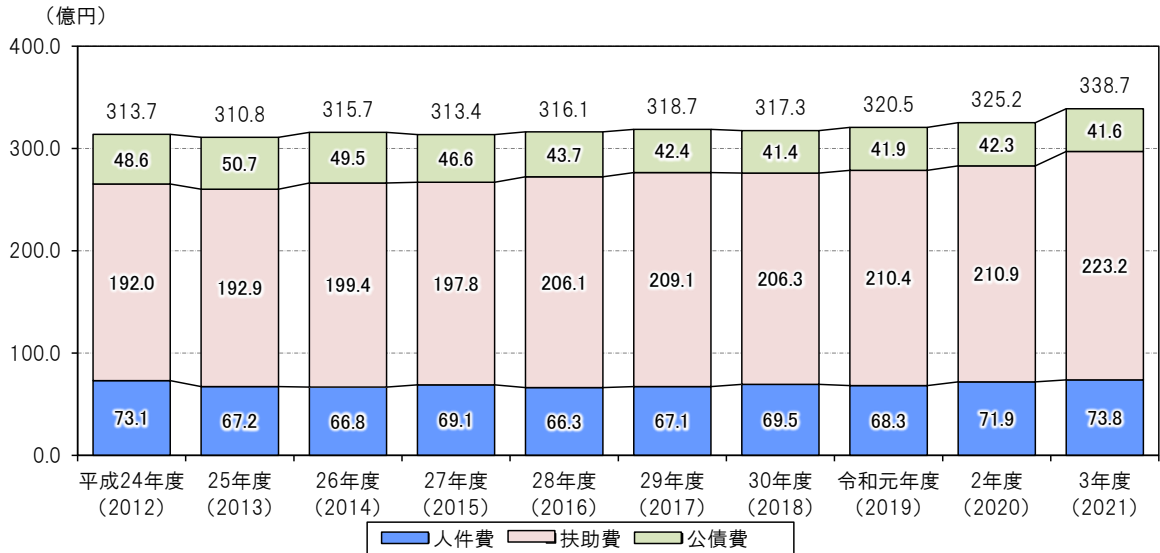
出典：地方財政状況調査表

図一 歳出内訳の推移

※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも総計に一致しない場合があります。

② 義務的経費内訳の状況

義務的経費の内訳は概ね安定した割合となっています。扶助費は、生活保護費や障がい者の自立支援費の増加、児童手当の拡充などにより、10年間で約31.2億円の増加となっています。一方、公債費は平成29年度からの公共下水道事業の公営企業会計適用により下水道事業債に係る一般会計繰出金が減少したことなどから、10年間で約7.0億円減少しています。



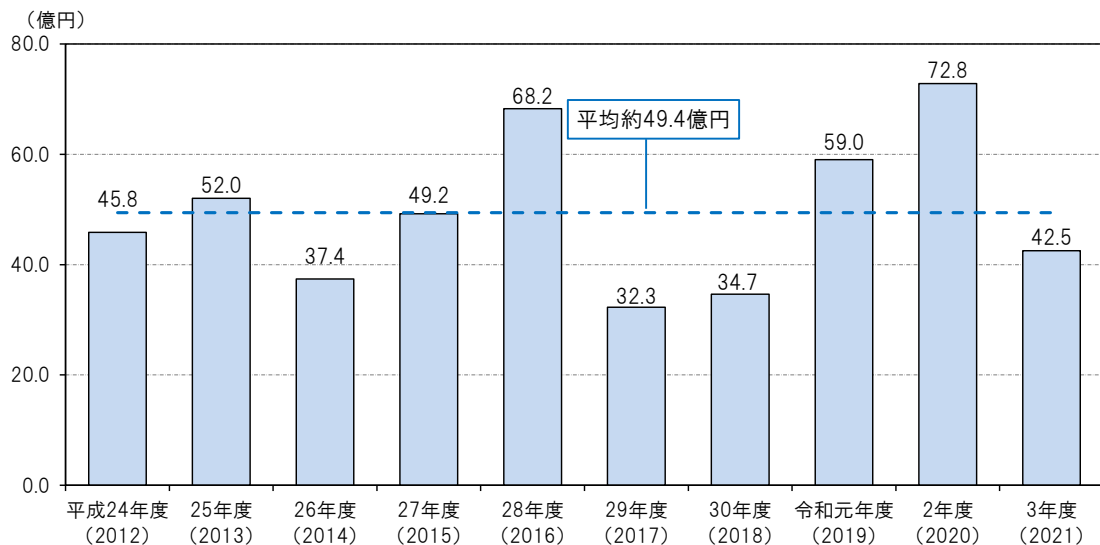
出典：地方財政状況調査表

図一 義務的経費内訳の状況

※ グラフ中の数値の合計は表示桁数の関係上、必ずしも総計に一致しない場合があります。

③ 普通建設事業費の状況

過去10年間に於ける普通建設事業費の平均は約49.4億円となっています。



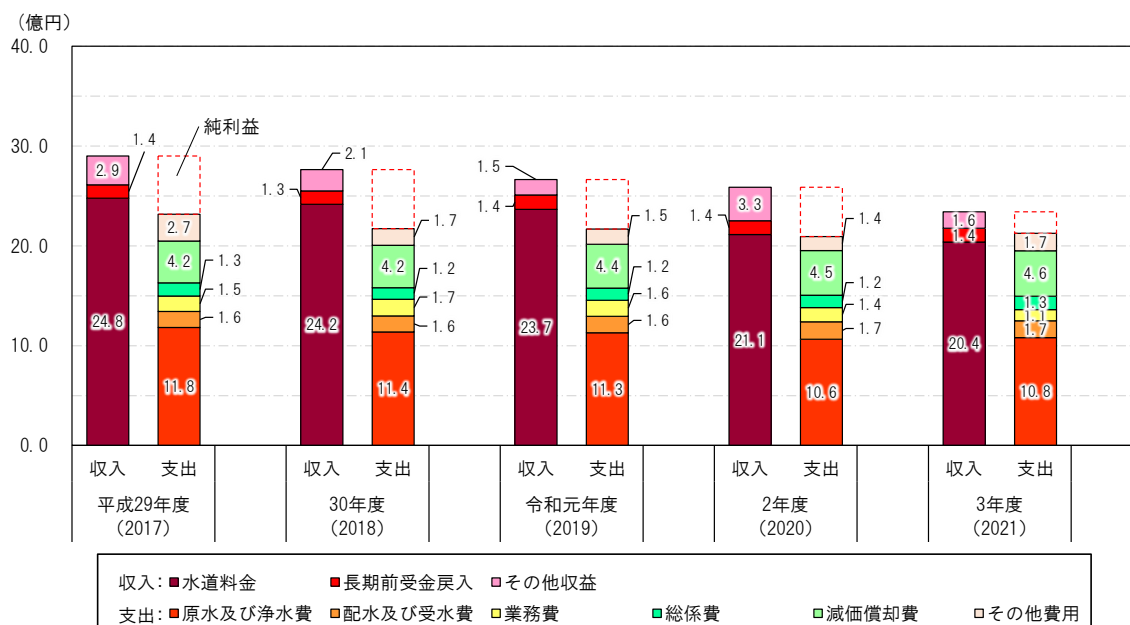
出典：地方財政状況調査表

図一 普通建設事業費の状況

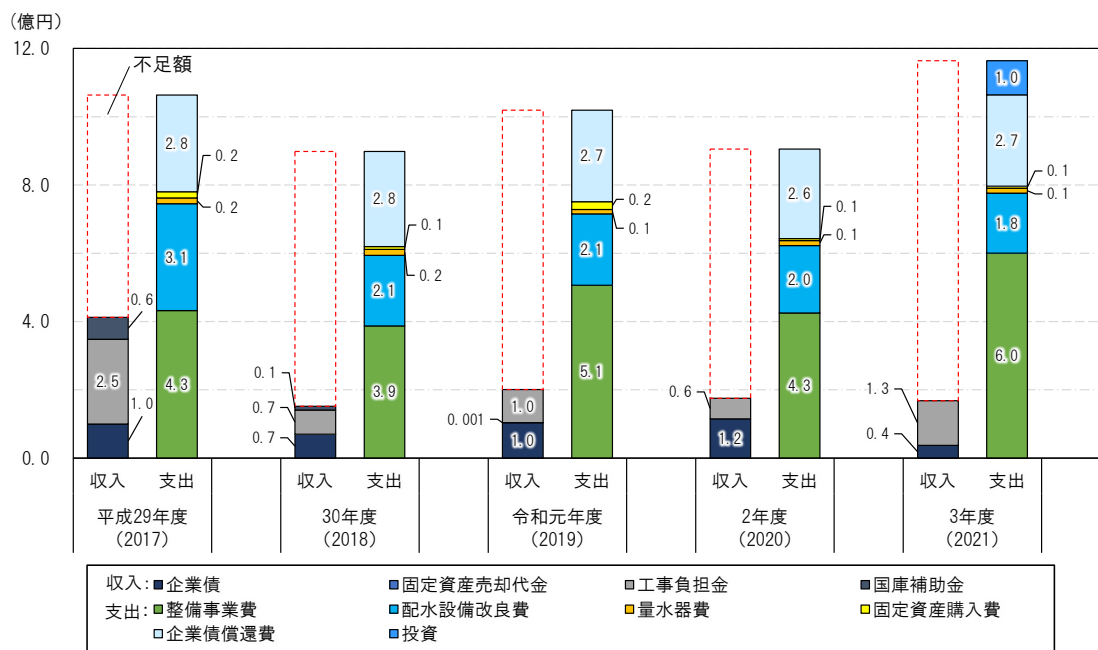
(2) 公営企業会計

① 水道事業会計の決算額の状況

収益的収支は、令和3(2021)年1月に水道料金を引き下げたほか、使用水量減少に伴う、給水収益及び受水費の減少により、毎年度減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続するものと思われま。なお、資本的収支の不足額については損益勘定留保資金及び建設改良積立金を主な補てん財源としています。



図一 収益的収支の推移



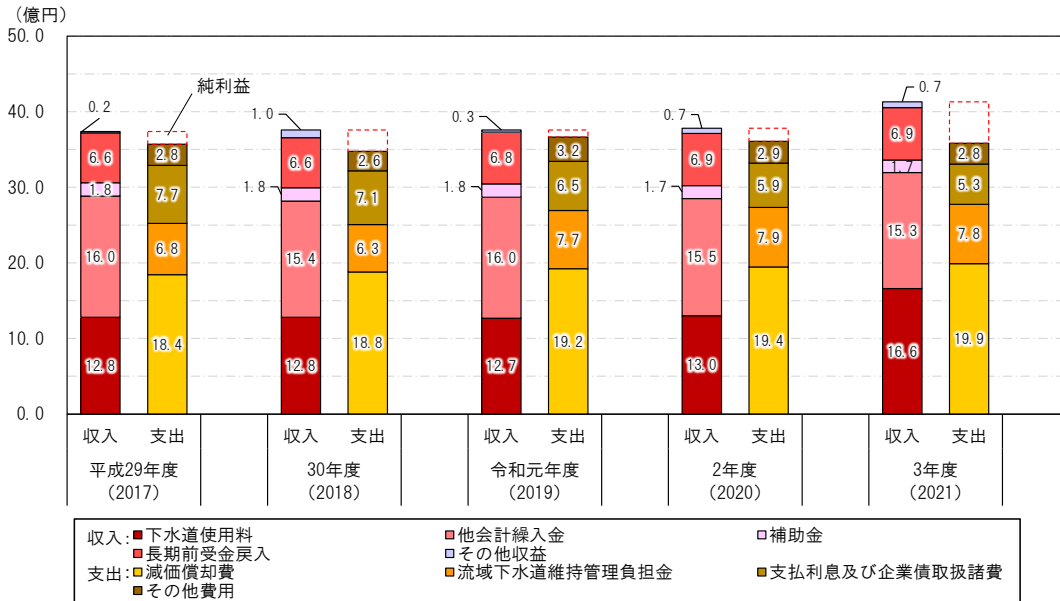
図一 資本的収支の推移

出典: 門真市公営企業会計決算書

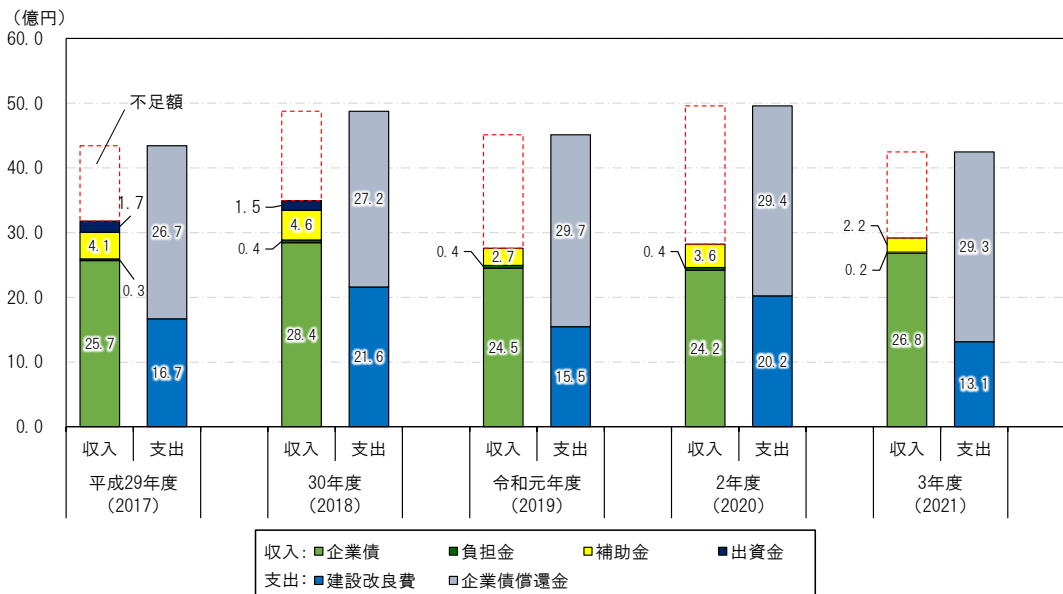
② 公共下水道事業会計の決算額の状況

収益的収支は36億円前後で安定して推移していますが、汚水処理費(下水道使用料で回収すべき経費)に対する下水道使用料の割合が低く、令和3(2021)年1月に使用料引上げを行いました。

また、本市の下水道処理人口普及率は96.9%(令和3(2021)年度末時点)であり、令和8(2026)年度に100%とすることを目標としています。主な資本的収入は企業債の借入となっています。



図一 収益的収支の推移



図一 資本的収支の推移

出典: 門真市公営企業会計決算書

4. 公共施設等に係る経費の見込み

(1) 更新等費用推計の条件

本市の公共施設等について、今後の更新等に要する費用を試算します。試算結果は、財政状況を踏まえた公共施設等の最適化を考える上で参考とします。推計値は原則として、本市における試算結果を反映しています。それぞれの設定条件は下記の①、②、③の通りです。

① 共通事項

会計及び建物系施設、インフラ施設の別に既存施設を単純更新した場合(自然体)及び長寿命化対策等の効果を反映した場合(対策後)の必要となる経費について、下表の項目ごとに推計しました。

なお、推計期間は令和5(2023)年度を起算時点として、令和34(2052)年度までの30年間としました。

各個別施設計画において、維持管理・修繕等の経常経費を試算項目に含めていない場合は、過去5年間の実績平均値を計上しました。また、試算期間が本計画での推計期間よりも短い場合は、各個別施設計画における年平均値を試算項目別に計上しています。

表一 試算項目

試算項目	内容
維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる光熱水費、施設委託料(指定管理業務委託料を含む。)、使用料・賃借料、点検・調査、補修、修繕(当初の効用を上回らないもの)など。
改修	改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。(耐震改修、長寿命化改修、転用を含む。)
更新等	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。(新規整備・撤去を含む。)

② 建物系施設

建物系施設の中長期的な経費は、下表の各個別施設計画における試算条件及び結果に準拠して推計しました。

なお、学校施設、クリーンセンター（施設棟）、市営住宅以外の建物系施設の自然体の見込みについては、「門真市公共施設等個別施設計画」の試算条件に基づき、廃止予定の施設を含む既存建物全てを標準使用年数で建替えるものと仮定して試算しています。

- ※ 50㎡未満の建物は中長期的な経費の見込みが極めて少ないため、推計の対象外としています。
- ※ クリーンセンター（リサイクルプラザ棟）の建物の推計は「門真市公共施設等個別施設計画」の試算条件に準拠しています。
- ※ 中分類「河川施設」の排水機場、「上水道」の建築物はインフラ施設として推計しています。

表一 根拠となる個別施設計画（建物系施設）

会計区分	対象施設	個別施設計画名称
普通会計	学校施設	門真市学校施設長寿命化計画
	クリーンセンター（施設棟）	門真市リサイクル・焼却施設等管理計画
	市営住宅	門真市営住宅長寿命化計画
	上記外の建物系施設	門真市公共施設等個別施設計画

表一 自然体の見込みの設定条件

構造	中規模改修	大規模改修	標準使用年数（建替え）
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造	築 15 年 築 45 年	築 30 年	築 60 年
軽量鉄骨造 木造	築 15 年		築 45 年

- ※ 既存施設全てを現在と同規模で建替えるものと仮定しています。
- ※ 更新費用単価などのその他の試算条件は「門真市公共施設等個別施設計画」に準拠しています。

③ インフラ施設

インフラ施設の中長期的な経費は、下表の各個別施設計画における試算条件及び結果に準拠して推計しました。

なお、個別施設計画において中長期的な試算を行っていない道路及び下水道(自然体の見込み)については、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」(以下「試算ソフト」という。)の考え方をもとに試算しています。

表一 根拠となる個別施設計画(インフラ施設)

会計区分	対象施設	個別施設計画名称
普通会計	道路	門真市舗装個別施設計画
	橋りょう	門真市橋りょう長寿命化計画
	公園	門真市公園施設長寿命化計画
	農業水利施設	門真市公共施設等個別施設計画
公営企業会計	上水道	門真市水道事業ビジョン(厚生労働省によるアセットマネジメント)
	下水道	門真市公共下水道事業経営戦略

- ※ 道路については、個別施設計画における方針等に準拠し、下表の条件で費用を試算しています。なお、対策後の見込みの初年度については、個別施設計画における想定事業費を計上しています。
- ※ 雨水貯留施設は個別施設計画を策定していないほか、経常的な経費が極めて少ないため、推計の対象外としています。
- ※ 農業水利施設のうち、建物を除く水路等の構築物については、令和5(2023)年度中にストック及び健全度の調査を完了する見込みのため、ここでは経常経費のみを計上します。

表二 個別施設計画以外の設定条件(インフラ施設)

対象施設	項目	更新年数	更新単価	備考
道路	一般道路	15年	7,600 円/m ²	アスファルトの耐用年数である10年と、舗装の一般的な供用寿命(12年～22年)を踏まえて15年と仮定
	自転車歩行者道		4,400 円/m ²	
下水道	更生工法での更新	50年	124,000 円/m	法定耐用年数と仮定

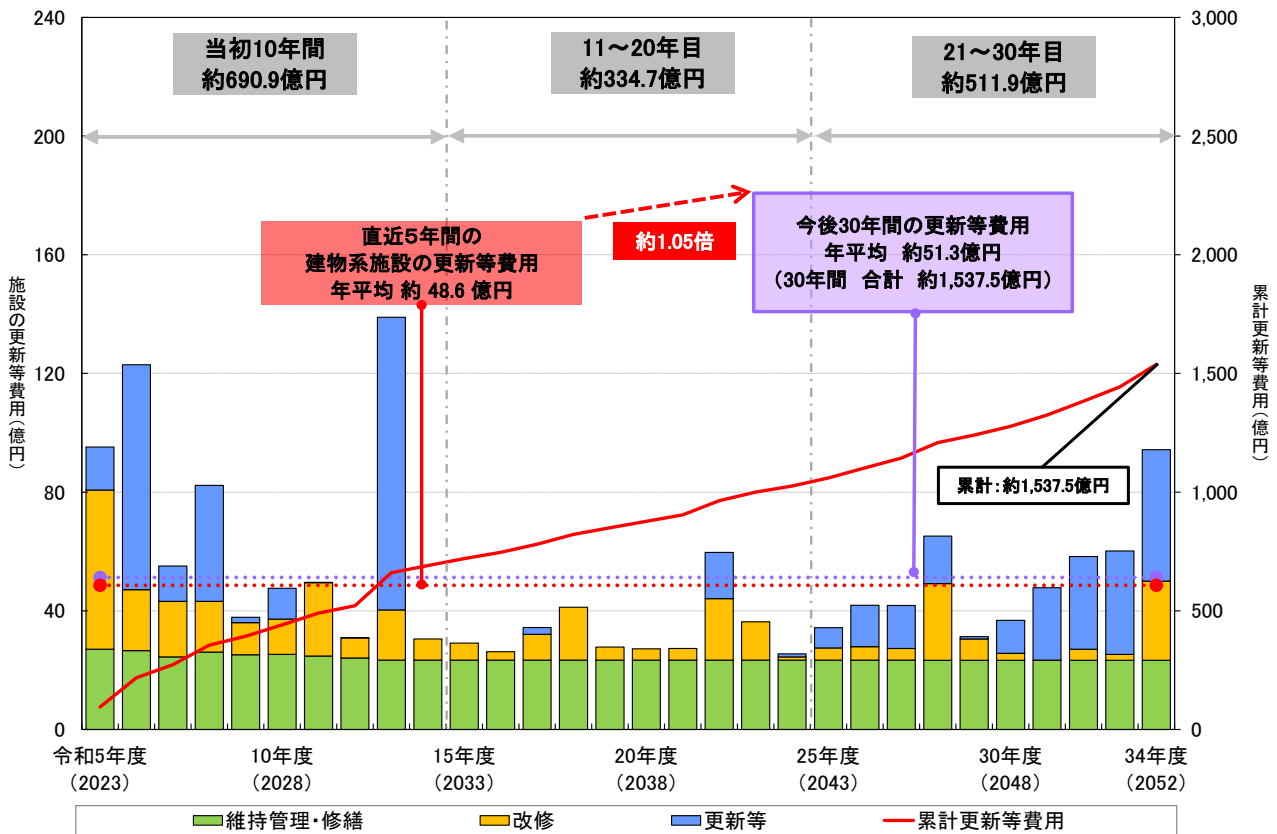
- ※ 道路の更新単価については、舗装打換え工法で更新すると仮定
- ※ 下水道の更新単価については、更生工法(地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法)で更新すると仮定

(2) 建物系施設

建物系施設に必要な対策後の費用は、令和5(2023)年度からの30年間で総額約1,537.5億円、年平均で約51.3億円と試算されます。これは、直近の5年間における建物系施設に係る更新等費用、年平均で約48.6億円の約1.05倍にあたり、均衡していますが、直近5年間にはルミエールホールの大規模改修や市営住宅の建替えがあったことから、比較的高い実績値となっていることに留意する必要があります。

また、今後も府営住宅の移管が予定されていることから、中長期的な更新等費用の見込みはさらに増加することが予測されます。

10年ごとには、市役所庁舎や市営住宅の建替えが予定されている令和5(2023)年度から令和14(2032)年度の10年間に係る費用が最も高くなっています。

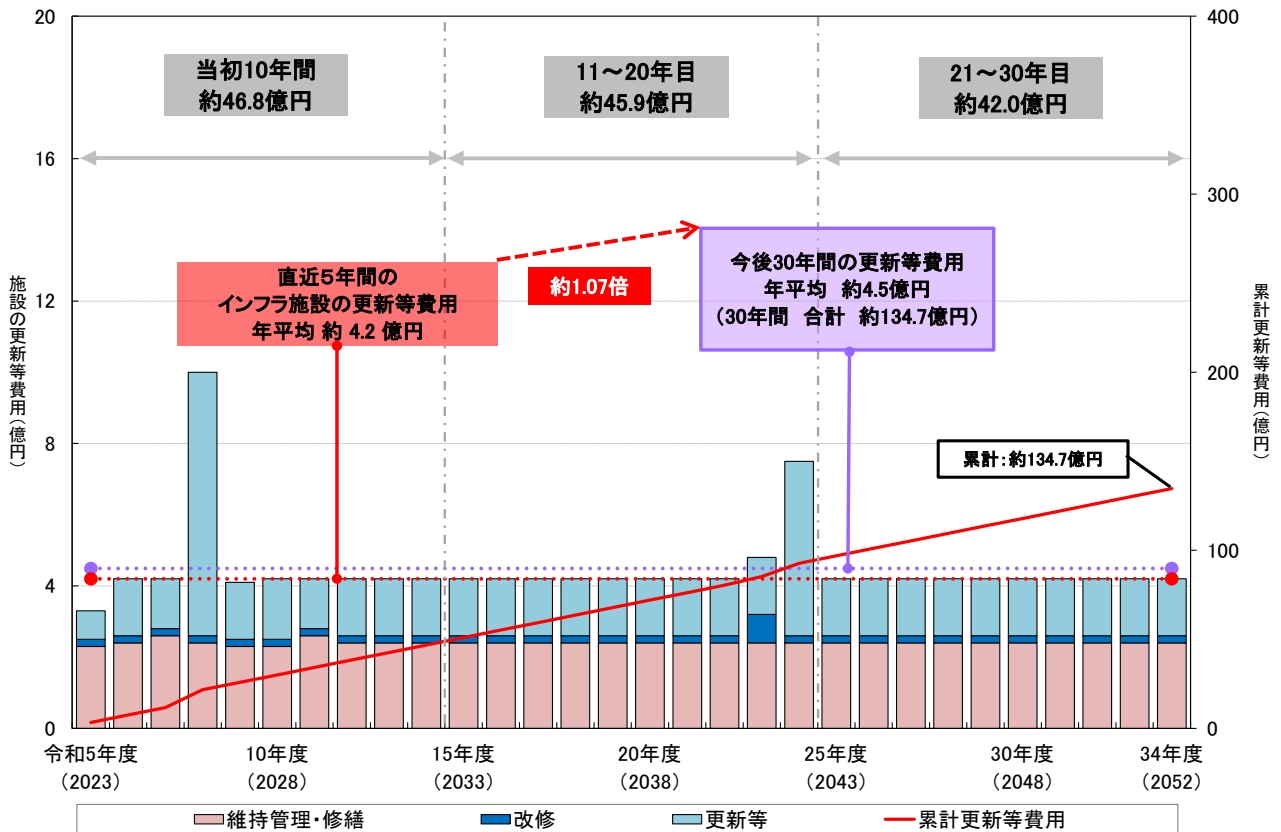


図一 建物系施設の更新等費用予測

(3) インフラ施設

① 普通会計

普通会計のインフラ施設に必要な対策後の経費は、令和5(2023)年度からの30年間で総額約134.7億円、年平均で約4.5億円と試算されます。これは、直近の5年間におけるインフラ施設に係る更新等費用、年平均で約4.2億円の約1.07倍にあたります。

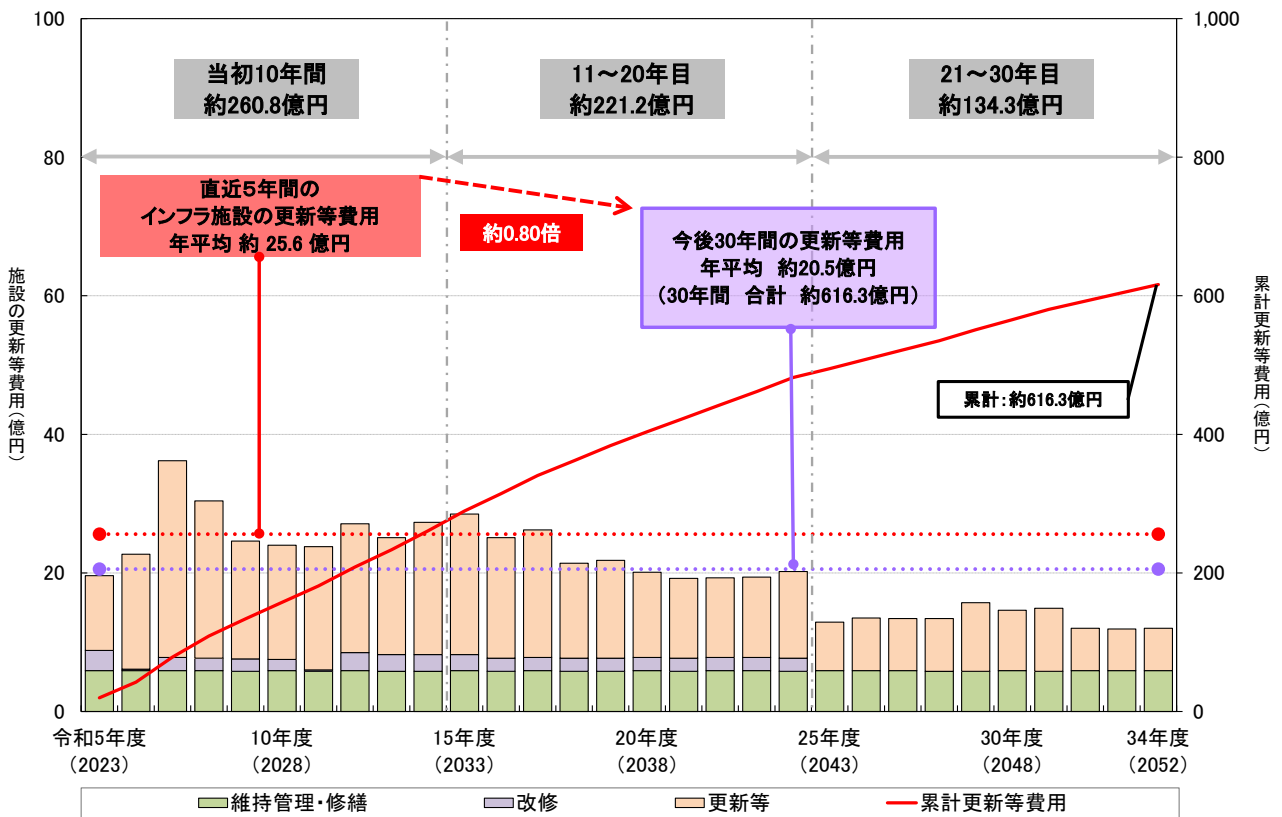


図一インフラ施設の更新費用予測(普通会計)

② 公営企業会計

公営企業会計のインフラ施設に必要な対策後の経費は、令和5(2023)年度からの30年間で総額約616.3億円、年平均で約20.5億円と試算されます。これは、直近の5年間における公営企業会計のインフラ施設に係る更新等費用、年平均で約25.6億円の約0.80倍にあたります。

下水道は現在、主に新規整備事業を進めていますが、人口普及率の上昇とともに、更新等費用から、当該事業費が減少する見込みであるため、公営企業会計の中長期的な経費の見込みは直近5年間の経費を下回る推計となりました。



図一インフラ施設の更新費用予測(公営企業会計)

(4) 長寿命化対策等の効果額

前項までの中長期的な経費の推計結果について、長寿命化対策等の効果額を確認するため、既存施設を単純更新した場合(自然体)の見込みとの比較を行いました。

普通会計では30年間で約710.9億円の縮減効果が見られました。公営企業会計については、対策後の費用には下水道の新規整備分が含まれるため、対策後の費用見込みが既存施設を単純更新した場合の見込みを上回る結果となりました。

表一長寿命化対策等の効果額(30年間)

(億円)

		維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ①+②+③=④	自然体の見込み ⑤	効果額 ④-⑤
普通会計	建物系施設	717.8	350.5	469.2	1,537.5	2,106.2	-568.7
	インフラ施設	72.1	6.6	56.0	134.7	276.9	-142.2
	小計	789.9	357.1	525.2	1,672.2	2,383.1	-710.9
公営企業会計	インフラ施設	175.8	37.2	403.3	616.3	595.3	+21.0
合計		965.7	394.3	928.5	2,288.5	2,978.4	-689.9

(5) 充当可能な財源見込み

中長期的な更新等費用の見込みに対して、地方債や補助金等の財源を的確に見込むことが重要となります。このため、当面10年間(令和5(2023)年度から令和14(2032)年度まで)に充当可能な財源見込みについて、会計別に整理しました。

普通会計では、学校施設、子育て支援施設、クリーンセンター、橋りょうの改修・更新等費用には国・府補助金及び地方債の活用、教育振興基金や市営住宅建設基金といった公共施設等の整備に充当可能な特定目的基金の取り崩しを想定していますが、地方債の新規発行に伴い、公債費が増加する見込みです。

公営企業会計の施設更新等経費に充当可能な財源の見込みは、その4割近くが企業債となっているほか、水道事業、公共下水道事業のいずれについても、当面10年間で資金残高が大幅に減少する見込みです。特に、公共下水道事業においては、資金残高不足が発生する予想となっています。

これらの財源状況を踏まえて、公共施設等の維持管理・更新等に対して、より一層の計画的な管理及び財源の確保を図っていく必要があります。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少による市民ニーズの変化

本市は平成2(1990)年から人口減少が続いており、令和2(2020)年には119,764人まで減少していますが、今後もこの傾向は継続し、令和27(2045)年には90,856人まで減少することが見込まれています。これと同時に、高齢化社会を迎え世代構成の変化や、地域ごとの人口増減により、公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。

このような状況の変化に合わせ、施設規模の見直しや既存施設の活用などを検討し、市民ニーズに対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

本市の公共施設等は、昭和40年代から50年代の高度経済成長期の急激な人口増加に併せて建設された施設が多くを占めるため、施設の老朽化が大きな課題となっております。

このような、耐震性や老朽化の課題に対し、安全・安心の確保及び必要性についても精査し、今後の公共施設等のあり方を検討する必要があります。

(3) 公共施設等に係る財源不足

本市の公共施設等に係る今後30年間の更新等費用の総額は約2,288.5億円であり、年平均では約76.3億円となります。現状の更新等費用の額を維持したとしても公共施設等を適切に維持管理していくことは非常に困難であり、加えて物価高騰による建築材料費の増加見込みが上振れることも考えられます。

また、生産年齢人口の減少が予測されていることなどから歳入の大きな伸びを期待することは困難な状況である一方、高齢化による社会保障費の増大が見込まれており、厳しい財政運営となることが予想されます。これらの状況を踏まえると、公共施設等の整備・維持管理・更新に支出できる財源には限界があり、すべての公共施設等を更新していくことは困難であるため、今後の公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等マネジメントとは、公共施設等を市の資産として捉え、経営的な視点から分析・検討することで適正化を図り、適正に維持管理していくための手法です。

本市においては、人口減少や財政の縮小などの社会経済情勢の変化が予測される中で、将来にわたり必要な行政サービスを提供するために、サービスの質や量及び施設に要する費用など、多面的に検討を行い、本市の身の丈にあった公共施設等の質と量へ見直しを進めていきます。

公共施設等マネジメントを推進するため、公共施設等の現状や課題、人口推移予測、更新等費用や財政予測などから、5つの基本方針を定めます。

<p>施設総量の 適正化</p>	<p>本市の上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、機能の複合化や統廃合等により、施設総量の適正化(縮減)を図ります。</p>
<p>長寿命化の 推進</p>	<p>施設種別ごとの特性を考慮し、計画的、効果的に修繕、更新し、予防保全型による長寿命化を図ることにより、中長期的なコストを抑えます。</p>
<p>市民ニーズへの 柔軟な対応</p>	<p>中長期的なコスト縮減を図りつつ、防災・安全・都市基盤・コミュニティ活動などの新たなニーズに柔軟に対応し、バランスのとれた効果的な施設の配置を検討します。</p>
<p>脱炭素化の 推進</p>	<p>門真市ゼロカーボンシティ宣言(令和4(2022)年6月6日)に基づき、公共施設等の維持管理においても、二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現を目指します。</p>
<p>民間活力の 導入</p>	<p>PPP/PFIなどの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。</p>

図一基本方針

なお、建物系施設とインフラ施設では、技術的あるいは政策的な面から維持管理・更新など、マネジメントの手法が異なる部分もあることから、施設ごとに特に取り組むべき内容を示します。

●建物系施設

建物系施設については、人口減少や市民ニーズの変化に対応し、必要とされる機能面を重視し、施設総量の適正化を図るとともに民間活力を導入して維持管理・更新等に取り組むこととします。

- ・新規施設整備の抑制
- ・更新時における集約化・複合化
- ・トータルコストの縮減と更新コストの平準化を図る長寿命化
- ・点検・診断の予防保全による安全確保
- ・建設から撤去に至るまでのライフサイクルにおける二酸化炭素の排出量の削減
- ・サービス水準の向上を目指した民間活力の導入

●インフラ施設

インフラ施設については、市民生活を支える上で必要な施設であり、老朽化による事故を未然に防止し、ライフラインを保全し、確保するマネジメントを進めることとします。

- ・ライフラインの確保を優先的に効率的・効果的な維持管理
- ・トータルコストの縮減と更新コストの平準化を図る長寿命化
- ・点検・診断の予防保全による安全確保
- ・省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの導入
- ・サービス水準の向上を目指した民間活力の導入

(1) 施設総量の適正化

① 適正化の実施方針

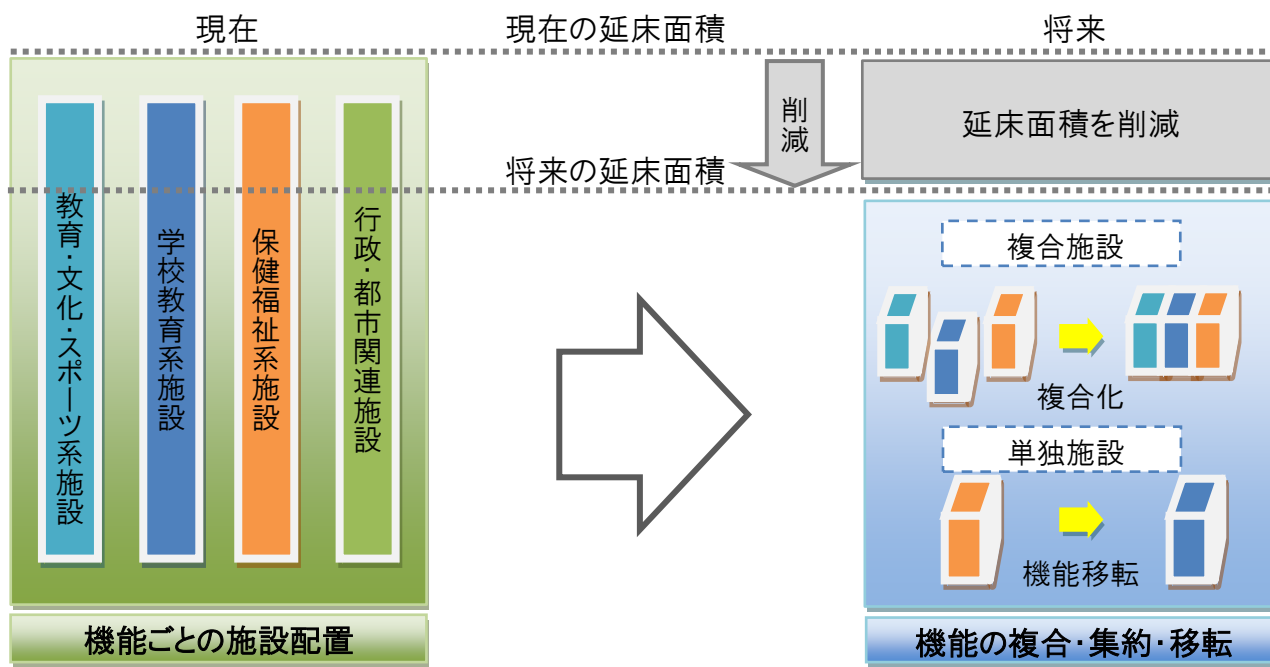
これまでの施設は、所管部署や使用目的ごとに建設されてきました。今後は将来のまちづくりに関する考え方を考慮するとともに、施設のあり方を見直し、コスト削減や市民サービスの向上等を目的として、施設規模の抑制、集約化・複合化・多機能化、用途転用・廃止等を総合的に検討し最適な施設整備を目指します。

●施設規模の抑制

- ・施設の更新時は必要とされるサービスのニーズを的確に把握することで施設の肥大化を抑制し、同時に建設コストや運営経費の縮減を図ります。

●複合化・集約化・多機能化の推進

- ・公共施設等を整備する際には、一つの施設に複数の施設(ハード)を集合させる「複合化・集約化」だけでなく、複数の機能(ソフト)を持たせる「多機能化」についても検討を行い、より効率的な施設整備を推進します。
- ・既存施設についても、複合化・集約化・多機能化を図り、管理運営の一元化・余剰スペースの有効活用について検討することで、より効果的な再編整備を推進します。
- ・適正化の実施については、人口減少や高齢化など地域ごとの人口動態の変化に対応し、立地適正化計画等と整合を図ります。



図一 施設総量の適正化に向けたマネジメントのイメージ

●過去に行った複合化・集約化・多機能化の実績

○門真市民プラザ

旧府立門真南高等学校の跡地を活用して、子育て支援、生涯学習、スポーツ施設、教職員研修などの複合施設として平成19(2007)年5月にオープンしています。

現状の規模と同程度で独立した施設を建設した場合と比べると、整備費を50%程度コストダウンできていることから、効率的な活用事例といえます。

○砂子みなみこども園

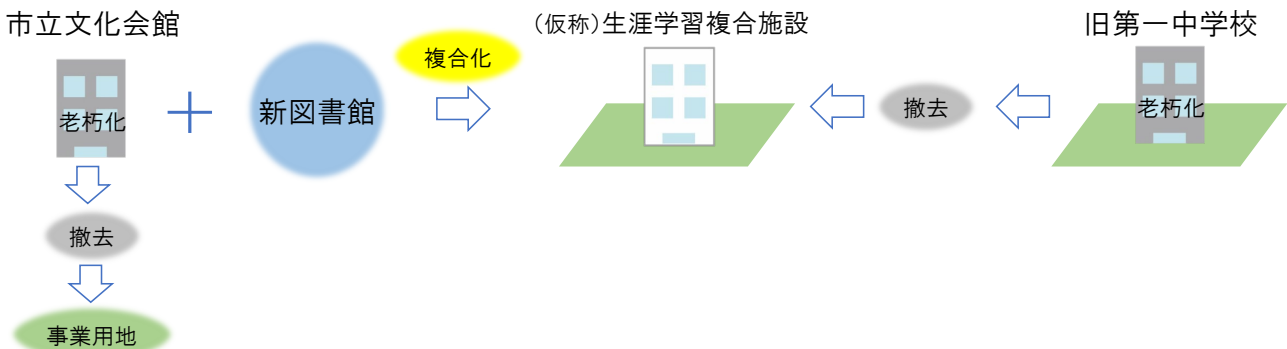
旧南保育園と旧南幼稚園を統合し、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園として平成30(2018)年4月から開園しています。また、国道163号線を境とした南部地域の子育て支援施策の拠点となっています。

●これからの複合化・集約化・多機能化の計画

○(仮称)生涯学習複合施設

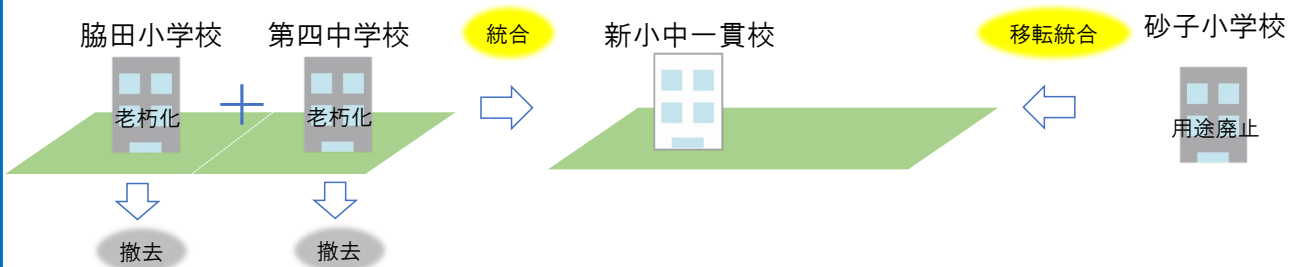
「地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点」を基本コンセプトとし、老朽化に伴い閉館した旧文化会館と新しい図書館機能を併せもった複合施設として整備を進めます。

相互に施設の機能補完し合い、昨今の多様化した利用者のニーズに応える新施設としての開設が期待されています。



○小中学校の再編

脇田小学校を砂子小学校に統合し、その後、第四中学校と併せて、施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)を開設します。また、北巢本小学校と四宮小学校についても、地域との調整を図りながら、計画的に統合を進めていきます。



図一これからの複合化・集約化・多機能化

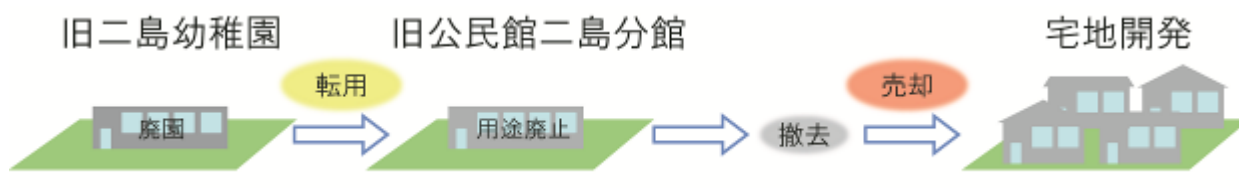
② 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

- ・施設の集約化や統廃合により未利用となった施設等について、他の公共施設等への転用や売却・賃貸を検討し、歳入の確保に取り組みます。

●過去に行った保有財産の活用・処分実績

○旧公民館二島分館を用途廃止し売却(宅地開発)

廃園になった幼稚園を公民館分館に転用し、用途廃止後に宅地開発を条件として売却しています。



図一用途廃止及び土地の売却

(2) 長寿命化の推進

① 点検・診断等の実施方針

●法定点検実施の徹底

- ・施設の安全性を確保し、良好な状態に保つため、各種個別計画や建築基準法等に基づく定期点検を徹底します。

●日常点検による予防保全の実施

- ・各部位の劣化や機能の低下など、不具合箇所を早期に発見するため、「公共施設点検マニュアル」及び「調査チェックシート」などを作成し、施設管理者による日常点検を実施します。
- ・インフラ施設については、各長寿命化計画・維持保全計画の方針に基づき、計画的かつ適切な時期での点検・診断を実施します。

② 長寿命化の実施方針

●維持管理・予防保全の実施

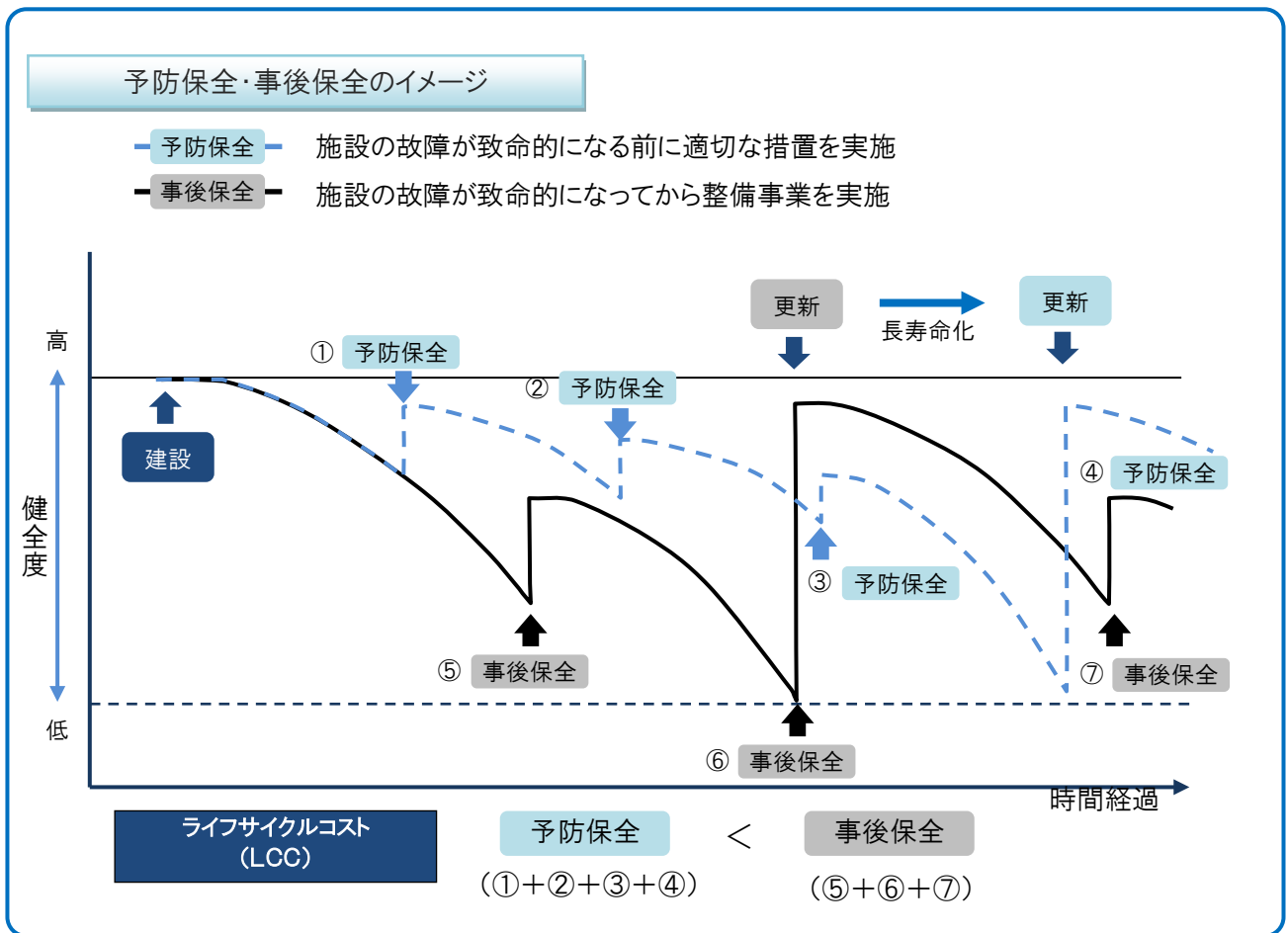
- ・点検・診断等のデータを活用し、劣化・損傷が軽微な段階で対策を講じる予防保全の維持管理を実施します。
- ・毎年、「門真市公共施設カルテ」を更新し、修繕や建替えの優先順位の設定を行い、個別計画の策定を推進します。
- ・不具合が生じてから修繕・更新を行う事後保全ではなく、不具合が生じる前に修繕・更新を行う予防保全へと維持管理の方法を転換し、計画的な保全を行い、維持管理費の縮減と平準化を図ります。

●効果的・効率的な工事の実施

- ・長寿命化の工事は旧耐震基準の耐震補強工事に合わせて実施し、経費を抑制します。
- ・優先順位や効率性を検討し、最適な工事時期を選定します。
- ・施設の修繕や更新時には、劣化しづらい素材や新技術の効果的な導入を検討します。

③ 耐震化の実施方針

- ・「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震診断・耐震改修を実施し、施設の耐震化を図ります。特に不特定多数の市民が利用する施設や、災害時における避難所に指定されている施設を優先的に実施します。
- ・また、市民の生活を支える重要なライフラインであるインフラ施設についても、各長寿命化計画に基づき、耐震化を実施します。



施設カルテ

・施設別に施設カルテを整備し、定期的に更新していきます。

施設カルテ(現況用)				
施設番号	1	基準日		
施設基本情報				
施設名	ルミエールホール			
所在地	市民文化館 生涯学習課			
所管局部課	末広町 29-1			
財産区分	行政財産	都市マス地域区分	北西地域	
大分類	市民文化系施設	中分類	文化施設	
管理運営	指定管理	指定管理者	特定非営利法人 トイボックス	
定休日		利用時間		
敷地面積	7,290.55 m ²	複合施設の有無	無	
延床面積	11,784.51 m ²	複合施設名		
避難所指定状況	指定なし			
防災備蓄用品				
バリアフリー情報	高齢者障がい者専用便所(バリアフリートイレ)			
	入ロースロープ等			
	自動ドア			
	手すり			
点字ブロック				
エレベーター				
車いす使用者用駐車施設	耐震工事	不要		
建築年月日(主要)	平成5年(1993)	経過年数	30年	
利用者駐車可能台数	54台	内、車いす使用者用駐車台数	0台	
供用開始日	平成5年3月12日	全棟数	2棟	
取得価格	6,844,024,520円	減価償却累計額	円	
設置規模(配置基準等)	門真市民文化会館条例			
設置目的	市民に優れた文化・芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与するため。			
構成諸室(機能)	大ホール、ホワイエ、小ホール、レセプション、パントリー、展示ホール、研修室、会議室1・2、和室1・2・茶室、リハーサル室、練習室1・2、多目的室			
転用・廃止等の制限				
財務情報				
○直営施設		○指定管理施設		
●歳出 (千円)				
区分	元年度	2年度	3年度	
維持管理費用	-	6,253	3,058	
光熱水費(電気、ガス、燃料、水道ほか)	-	0	0	
修繕料	-	1,994	1,606	
委託料	-	4,259	1,452	
使用料及び賃借料	-	0	0	
負担金補助及び交付金	-	0	0	
運営管理費用	-	124,347	118,220	
事業等経費	-	0	0	
指定管理委託料	-	124,347	118,220	
職員費用	-	0	0	
職員給[正規職員・再任用職員]	-	-	-	
報酬[非常勤嘱託職員(特別職含)]	-	-	-	
賃金[臨時的任用職員]	-	-	-	
旅費	-	-	-	
普通建設事業費	1,840,811	0	0	
歳出計	1,840,811	130,600	121,278	
●歳入 (千円)				
区分	元年度	2年度	3年度	
特定財源	1,434,675	30,939	19,879	
国庫支出金	23,475	30,939	19,879	
府支出金	0	0	0	
分担金及び負担金	0	0	0	
使用料及び手数料	0	0	0	
市債	1,411,200	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	406,136	99,661	101,399	
歳入計	1,434,675	30,939	19,879	
●歳入 (千円)				
区分	元年度	2年度	3年度	
人件費	-	62,229	60,651	
給与費	-	62,229	60,651	
福利厚生費	-	0	0	
法定福利費	-	0	0	
賞金等	-	0	0	
事務費	-	4,610	3,887	
印刷費	-	329	16	
通信費	-	742	726	
保険料	-	253	170	
事務用品費	-	2,405	1,525	
旅費交通費	-	774	1,129	
賃借料	-	107	322	
管理費	-	110,714	117,581	
業務委託費	-	87,390	91,249	
光熱水費	-	22,808	25,420	
修繕費	-	516	912	
燃料費	-	0	0	
物件費	備品購入費	-	0	
事業費	事業費	-	14,814	
公租公課	租税公課	-	28	
雑支出	雑支出	-	27,461	
指定管理歳入計	219,856	211,193		
●歳入 (千円)				
区分	元年度	2年度	3年度	
委託料	-	124,347	118,220	
利用料金等	-	98,943	95,671	
施設利用料	-	67,420	59,482	
指定事業収入	-	0	0	
自主事業収入	-	7,544	10,707	
その他 歳入	-	23,979	25,482	
指定管理歳入計	223,290	213,891		
供給情報				
区分	単位	元年度	2年度	3年度
利用件数	件	-	3,276	4,507
年間開館日数	日	-	207	258
収容台数	台	-	54	54
利用可能コマ数	件	-	9,936	12,384
面積あたりコスト (コスト÷延床m ²) 17,921 円				
利用者あたりコスト (コスト÷延利用者) 円				
利用者あたり面積 m ²				
※ コスト = 財務情報(維持管理+運営管理+職員費用)				
指定管理施設の場合は、「指定管理委託料」を「指定管理歳入計」に置き換える				
特記事項	令和元年度は大規模改修工事のため閉館			
室名	面積 m ²	稼働率(%)		
		元年度	2年度	3年度
大ホール	1466.95	-	29.7%	69.5%
ホワイエ	-	-	24.1%	31.0%
小ホール	491.83	-	29.7%	54.4%
レセプションホール	214.03	-	24.8%	40.6%
パントリー	-	-	5.2%	6.1%
展示ホール	168.91	-	23.1%	30.4%
研修室	122.05	-	21.6%	32.6%
会議室1	71	-	26.6%	49.0%
会議室2	51	-	21.9%	41.2%
和室1	74	-	14.3%	23.4%
和室2	24	-	6.2%	15.6%
茶室	10	-	0.0%	0.6%
リハーサル室	182.44	-	34.7%	58.7%
練習室1	66	-	27.5%	39.3%
練習室2	63	-	30.5%	48.1%
多目的室	32.8	-	34.7%	51.0%
施設全体	11,784.51	-	22.2%	36.4%

(3) 市民ニーズへの柔軟な対応

① 市民ニーズを踏まえた施設整備計画

- ・施設整備が必要な場合は、原則として既存施設の有効活用を検討します。市民ニーズ等により、新たに建設する際は、防災・安全・地域コミュニティのあり方などを検討し、バランスのとれた効果的な施設配置を目指します。
- ・施設整備や機能集約等を行うにあたっては、市民アンケートやパブリックコメント等を行い、市民意見を踏まえて検討します。
- ・行政サービス向上のため、他自治体との広域連携による施設の共有化や、民間サービスの活用について積極的に検討します。

② 安全確保の実施方針

- ・利用者の安全を確保していくため、点検・診断結果等より、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を最優先に実施します。
- ・公共施設等について、高い危険性が認められた施設は、立入禁止措置を行ったうえ、施設の供用廃止や撤去を検討します。

③ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・幅広い年代や多様なニーズや文化背景を持つ市民の利用する建物系施設、道路や公園などのインフラ施設の大規模改修、長寿命化改修の際には、バリアフリー法に基づく改修の実施を推進します。
- ・公共施設等の新規整備にあたっては、施設の特性に合わせ、当事者(多様な利用者)の意見やニーズを踏まえ、誰もが利用しやすいデザイン設計を検討します。
- ・今後の公共施設等の再編の検討にあたっては、インクルーシブな視点に基づく施設の複合化や多機能化の可能性、アクセスの利便性についても考慮します。

(4) 脱炭素化の推進

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27(2015)年にパリ協定が採択され、次の世界共通の長期目標が合意されました。

1. 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力を追求する
2. 出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成する

この実現に向けて、国では、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

本市においても、令和4(2022)年門真市議会第2回定例会において、「門真市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成し、安全、安心に暮らせる環境を次世代に引き継いでいくため、令和32(2050)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すこととしました。

公共施設等の維持管理・更新等においても、積極的かつ長期的視点に立ち、計画的な脱炭素に向けて次の事項に取り組みます。

●二酸化炭素排出量の削減

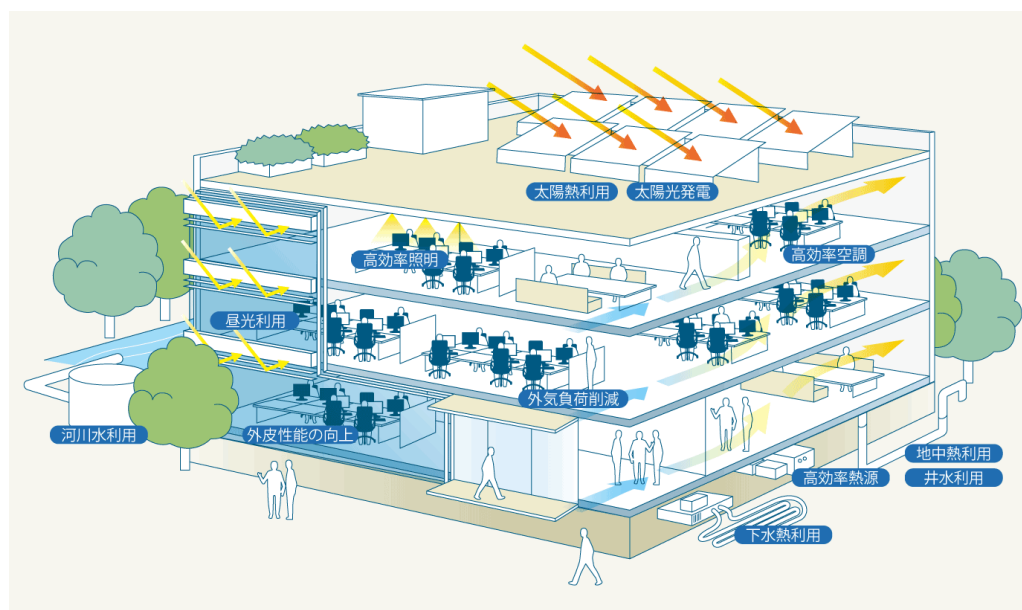
- ・木材の劣化進行速度を考慮した上で、施設の新規整備、建替えに当たっては、国産木材の積極的な利活用による建設時及び撤去時の二酸化炭素排出量の削減を検討します。
- ・施設の改修や建替えに当たっては、省エネ型設備・機器の導入・更新、自然採光や断熱性の向上による総エネルギー使用量の削減を図ります。

●再生可能エネルギーの導入

- ・建物系施設やカーポートの屋根・屋上、配水施設の上部等のインフラ空間を活用した太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・特に太陽光発電設備については、「地域脱炭素ロードマップ」における目標に基づき、令和12(2030)年には設置可能な建物系公共施設の約50%、令和22(2040)年には100%に導入することを目指します。

●ZEB化の推進

- ・建物系施設の新規整備に当たっては、「省エネ」と「創エネ」を組み合わせ、原則として施設全体で脱炭素化するZEBを導入し、脱炭素社会に向けた取組を推進します。
- ・既存の建物系施設においても、費用対効果を検証の上、合理的な改修の範囲内で達成可能な水準のZEB化を検討します。

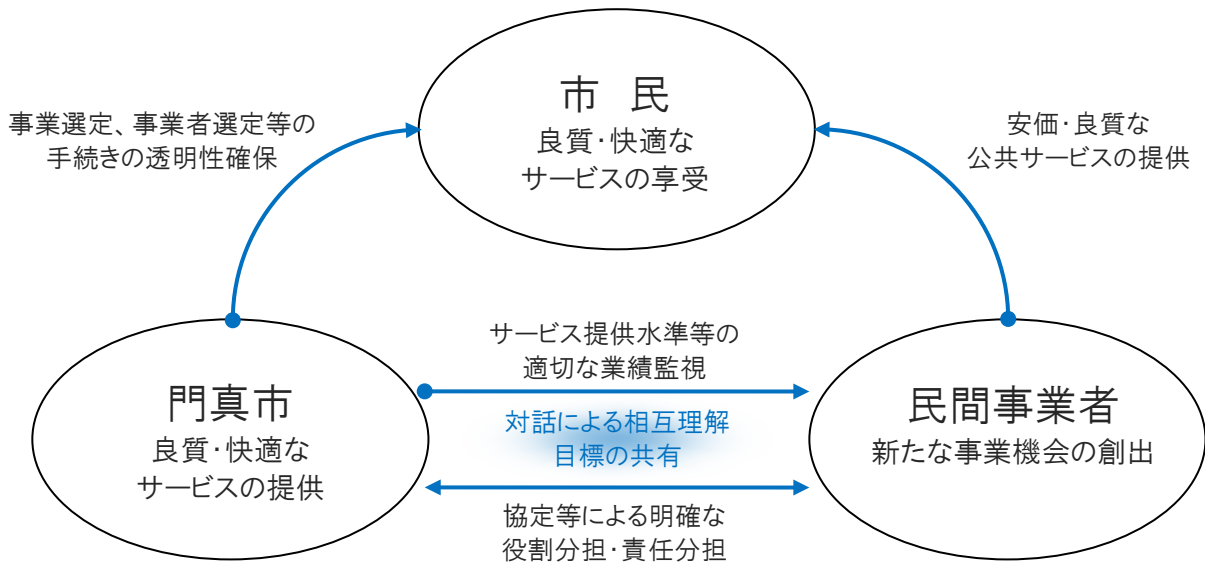


図一ZEBのモデル図

出典：経済産業省 資源エネルギー庁

(5) 民間活力の導入

- ・公民連携により、PPPの導入など、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、建設コストや運営経費の縮減による財政負担の軽減を図ります。
- ・公共施設等の整備や維持管理・運営に関して、目標設定段階から、民間と共に対話による検討を行い、新たなまちの魅力や価値を創出する「共創」に取り組み、効率的で持続可能な、より質の高いサービスの維持・向上を目指します。



●PPPの主な種類

I. PFI

公共施設等の建設・維持管理・運営等に民間の資金やノウハウを活用する手法で、サービスの向上や建設コストの縮減を図る制度です。

II. 指定管理者制度

公共施設等の管理運営を包括的に民間事業者に代行させ、民間のノウハウを活用する手法で、サービスの向上や業務効率化によるコストの縮減を図る制度です。

III. 包括委託

公共施設等の維持管理を業種ごとに発注するのではなく、一括して発注する手法で民間ノウハウの活用や業務の効率化によるコスト縮減を図る手法です。

IV. ESCO

民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減、並びに光熱水費等の効果的な削減を図る仕組みです。

3. 数値目標の設定

本市の建物系施設に係る今後30年間の更新等費用の総額は約1,537.5億円であり、年平均では約51.3億円となり、今後も府営住宅の移管等によってその見込みが増加することから、現状の維持管理・更新等に係る額(約48.6億円)を維持したとしても建物系施設を適切に維持管理していくことは非常に困難な状況であります。このことから、更新等費用、将来人口、市民サービスの水準維持などを考慮し、「市民一人あたり延床面積を現状維持した上で、更新・長寿命化を実施すると仮定したパターン」のシナリオをもとに本計画を進めることとしています。

なお、前項の5つの基本方針を踏まえて、取り組みの実効性を確保するとともに、成果や進捗状況の把握、市民等と課題意識を共有していくため、施設保有量の縮減に関する数値目標の見直しを行います。

本市の人口は計画策定時の平成27(2015)年度比で、令和27(2045)年には約26%減少すると予想されているため、現状の市民サービス(市民1人あたり延床面積)を確保しながら、建物系施設(延床面積)を令和27(2045)年までに約26%以上削減することを目標とします。なお、今後も計画の見直し時や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜数値目標の見直しを行います。

また、インフラ施設については、市民の生活を支えるライフラインであり、市民生命・生活、経済活動に直結するもので、施設の縮減や廃止に適さない施設もあることから、改訂計画においても、施設保有量の縮減に関して、具体的な数値目標は設定しないこととします。

数値目標

市が保有する建物系施設の延床面積を令和27(2045)年までに約26%以上削減することを目標とします。

・建物系施設の総延床面積

平成27(2015)年度:約54.7万㎡⇒令和27(2045)年度:約40.0万㎡(14.7万㎡減)

・市民1人あたり延床面積

平成27(2015)年度:4.43㎡/人⇒令和27(2045)年度:4.43㎡/人

現状維持・市民サービスの確保

図一 数値目標

※ 本市では、平成31(2019)年4月より府営住宅の移管を受けており、今後も令和10(2028)年度まで計3回の移管を受ける予定となっています。これらの施設は、移管予定のものを含め、平成27(2015)年度時点で本市の保有施設であったと仮定し、数値目標を設定しています。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型区分

市が保有する公共施設等を、施設機能をもとに、教育・文化・スポーツ系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、行政・都市関連施設、インフラ施設の5類型に分類します。

	類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系施設	(1)教育・文化・スポーツ系施設	市民文化系施設	文化施設	ルミエールホール、中塚荘
			集会施設	自治会館
		社会教育系施設	博物館等	公民館、歴史資料館
	図書館		図書館	
	(2)学校教育系施設	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
			その他教育施設	教育センター
	(3)保健福祉系施設	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育園
			幼児・児童施設	なかよし広場 放課後児童クラブ 地域子育て支援センター
		保健福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター 高齢者ふれあいセンター
			保健施設	保健福祉センター
	(4)行政・都市関連施設	行政系施設	庁舎等	市役所庁舎 南部市民センター
			その他行政系施設	中小企業サポートセンター 市民公益活動支援センター
		都市関連施設	供給処理施設	クリーンセンター
市営住宅			市営住宅	
公園			管理事務所	
河川施設		排水機場		
その他	その他	駐輪場、監視局		
インフラ施設	(5)インフラ施設	インフラ施設	道路	道路
			橋りょう	橋りょう、横断歩道橋
			公園	公園
			雨水貯留施設	雨水貯留槽
			農業水利施設	水路、ポンプ
			上水道	管路、建築物
			下水道	管路

表一 施設類型区分一覧

※ 次ページ以降に掲載している施設類型別保有状況表については、建築年及び耐震化状況について、同一敷地内に複数の棟がある場合は、代表的な建物の情報を記載しています。

※ 中分類「公園」「河川施設」「上水道」の建築物の方針は、インフラ施設で整理しています。

2. 建物系施設

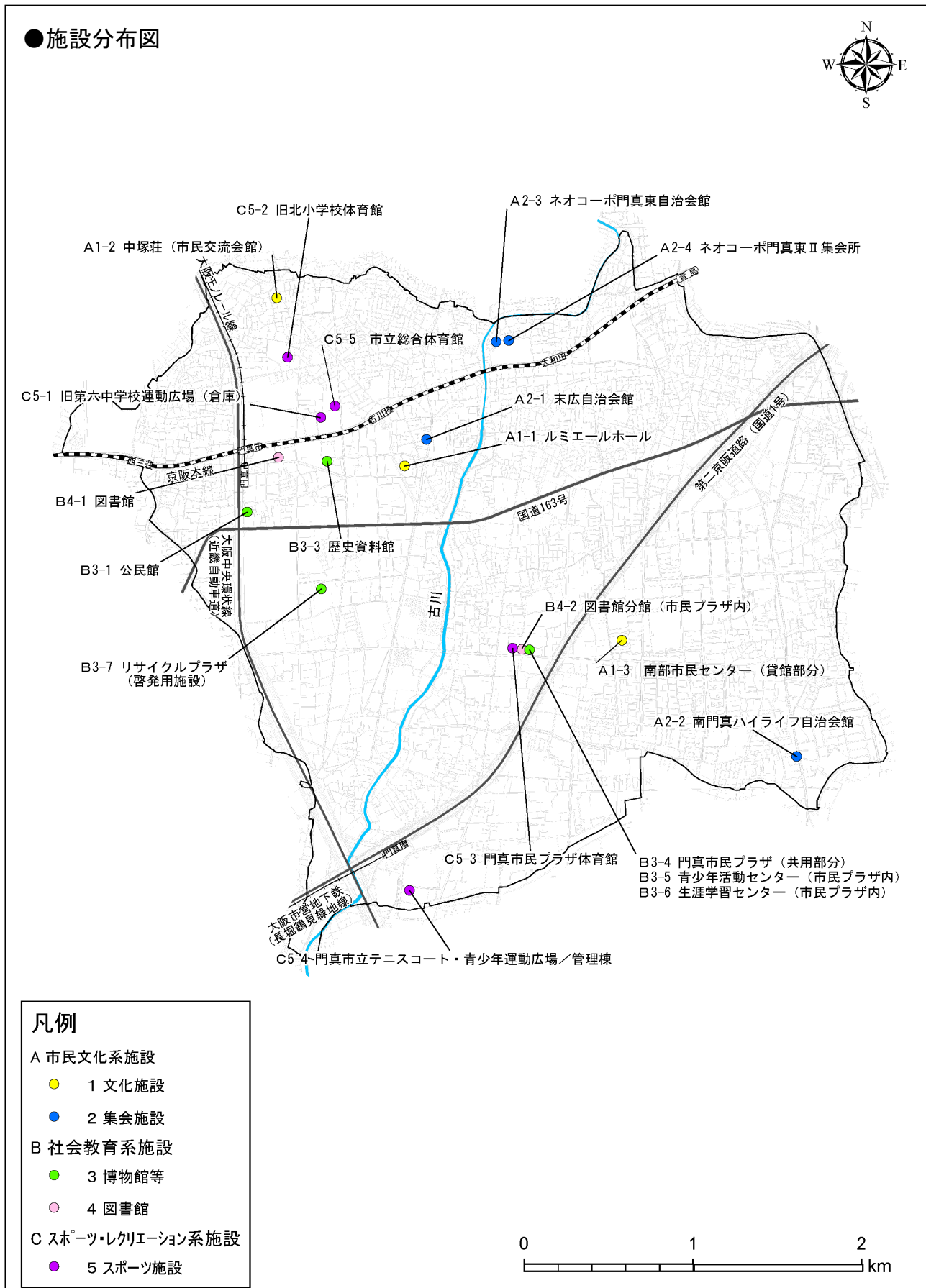
(1) 教育・文化・スポーツ系施設

●施設類型別保有状況

大分類	中分類	No	施設名称	施設形態	建築年度	構造階数	延床面積(m ²)	耐震改修
市民文化系施設	文化施設	A1-1	ルミエールホール	単独	平成4年度(1992)	RC造 3階	11,784.51	不要
		A1-2	中塚荘(市民交流会館)	単独	平成9年度(1997)	RC造 2階	1,032.03	不要
		A1-3	南部市民センター(貸館部分)	複合	平成5年度(1993)	RC造 2階	2,047.54	不要
	集会施設	A2-1	末広自治会館	単独	昭和60年度(1985)	LS造 1階	99.65	不要
		A2-2	南門真ハイライフ自治会館	単独	昭和55年度(1980)	RC造 2階	214.46	不要
		A2-3	ネオコーポ門真東自治会館	単独	昭和57年度(1982)	LS造 1階	109.33	不要
		A2-4	ネオコーポ門真東Ⅱ集会所	単独	昭和58年度(1983)	S造 1階	105.55	不要
社会教育系施設	博物館等	B3-1	公民館	単独	昭和60年度(1985)	RC造 2階	1,104.34	不要
		B3-3	歴史資料館	単独	平成3年度(1991)	S造 3階	323.10	不要
		B3-4	門真市民プラザ(共用部分)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	3,050.64	実施済み
		B3-5	青少年活動センター(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	682.69	実施済み
		B3-6	生涯学習センター(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	1,839.63	実施済み
		B3-7	リサイクルプラザ(啓発用施設)	複合	平成13年度(2001)	RC造 5階	2,979.28	不要
	図書館	B4-1	図書館	複合	昭和51年度(1976)	SRC造 13階	1,598.41	実施済み
		B4-2	図書館分館(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	260.47	実施済み
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	C5-1	旧第六中学校運動広場(倉庫)	単独	昭和53年度(1978)	CB造 1階	172.68	未実施
		C5-2	旧北小学校体育館	単独	昭和38年度(1963)	S造 1階	1,802.77	未実施
		C5-3	門真市民プラザ体育館	単独	昭和55年度(1980)	RC造 2階	3,136.08	実施済み
		C5-4	門真市立テニスコート・青少年運動広場/管理棟	単独	平成7年度(1995)	RC造 1階	128.49	不要
		C5-5	市立総合体育館	単独	平成28年度(2016)	RC造 3階	5,943.42	不要

表一教育・文化・スポーツ系施設保有状況

- ※ RC造:鉄筋コンクリート(Reinforced Concrete)造
- ※ SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート(Steel Reinforced Concrete)造
- ※ S造:鉄骨(Steel)造
- ※ LS造:軽量鉄骨(Light Steel)造
- ※ W造:木(Wood)造



●現状・課題

本市が保有する教育・文化・スポーツ系施設は、市民文化系施設 7 施設、社会教育系施設 8 施設、スポーツ・レクリエーション系施設 5 施設の計 20 施設あり、延床面積 38,415.07 m²と全体の約 8.7%になります。その多くは市民交流の向上や文化の向上に寄与する目的の施設ですが、建築後 30 年以上経過した施設が約 68.4%を占め、耐震性や老朽化の安全面で課題を抱えている施設があります。

○市民文化系施設

ルミエールホールが持つ大ホール機能は、周辺地域に類似・代替施設が少なく、市外からの利用者もあり、ホール関連の貸室の利用率が高い指定管理運営施設です。建設から 30 年を経過し、大規模改修の時期を迎えており、令和元(2019)年度にホール、舞台設備、トイレ、空調設備等を中心に大規模改修を実施しましたが、屋上、外壁、電気設備等は未改修です。

中塚荘は、市に寄贈された初代門真市長ゆかりの土地・家屋を市民に開放された交流・文化振興のスペースとして平成 10(1998)年に再整備し、開設した施設です。現在は指定管理者が運営しています。建物は改修から約 25 年が経過しており、今後、改修等の必要性が高まります。令和 3(2021)年度に実施した建物劣化状況調査では外壁及び外部建具の一部に改修の必要性が指摘されています。

南部市民センターは、市民の交流、文化活動の場として平成5(1993)年に開設され、証明書等の発行を行うサービスコーナーと、貸館を行う文化施設とを複合した施設です。近隣には平成 19(2007)年に開設した門真市民プラザがあり、会議室、和室の貸館機能には重複はあるものの、稼働率は比較的高くなっています。一方で、音響施設を備えた多目的ホール、料理室、自習室(図書室)の稼働率は低くなっています。このほか、多目的ホールはロビーを含めて期日前投票や健康診断、ワクチン接種などの公共利用の目的で多く利用されています。

自治会館は、地域コミュニティを育む重要な施設です。本市が保有する集会施設は、その設置の経緯から、自治会への貸与により、各地元自治会で維持管理し、利用しています。昭和 50 年代に建てられた建物が多く、築年数は 40 年ほどを経過しており、外観や内装など、ところどころ老朽化しています。

○社会教育系施設

公民館の主な利用は、貸室利用のサークル等活動が主となっています。このため、市内の他の公共施設等における貸館機能との差異があまりない状況です。舞台・音響設備を有する集会室(ホール、定員 300 名)は令和元(2019)年度までの 6 年間の稼働率平均が約 70%と高い一方、料理教室は約 9%となっています。建物は、建設から 37 年が経過し、外壁、屋上、窓・扉、内装で劣化が進行しています。

歴史資料館では、資料等の収集、保存、展示のほか、土地開発時の埋蔵文化財調査・保護等、文化財保護行政も行っています。他施設と連携した講座の開催、ボランティアの協力による展示会実施などのほか、周辺地域や鉄道会社との連携した企画も行っており、市外の利用者も呼び込んでいます。

歴史資料館の建物(資料館)は、旧幼稚園舎を用途転用し使用していましたが、耐震性の不足から使用を中止し、令和5(2023)年度に撤去します。収蔵庫は門真に特徴的な「段蔵」を模した建物となっています。

門真市民プラザは、旧府立高校の建物を活用して平成19(2007)年に開設した図書館分館、青少年活動センター、生涯学習センター等から成る複合施設です。南部地区の住民に対する市民文化・社会教育等活動、子育て支援の拠点となっており、駐車場を広く整備しています。

門真市民プラザの建物は、建設から40年を経過しています。平成24(2012)年度に耐震改修、平成25(2013)年度に屋上防水、平成26(2014)年度に外壁改修、令和2(2020)年度に照明LED化を実施しています。

青少年活動センターは、子どもから概ね30歳くらいまでの青少年の健全育成活動の場として設置しており、貸館機能を提供しています。

生涯学習センターは、会議室、研修室、集会室、視聴覚室、和室、多目的室などの諸室を貸館として提供しています。稼働率は令和元(2019)年度までの6年間平均で多目的室65%、集会室51%と高いですが、視聴覚室は20%未満など施設によりばらつきが見られます。

リサイクルプラザ(啓発施設)は、クリーンセンター(リサイクルプラザ棟)の1階に受付とギャラリー、4・5階に見学・活動スペース及び貸室を備えています。リサイクルプラザ棟の建物は、建設から20年を経過しています。

図書館は、令和4(2022)年3月現在、本館を市営住宅(新橋住宅2期)の1・2階に、分館を門真市民プラザの2階に設置しています。現在の蔵書数は、施設規模が小さいため、周辺市の状況と比較すると少ない状況です。

図書館本館は、建設から46年を経過しており、老朽化、劣化の進行が著しい状況です。

○スポーツ・レクリエーション系施設

平成29(2017)年度に市立総合体育館をオープンし、門真市民プラザ体育館を含め、屋内施設は市内南北1拠点ずつで運営しています。

スポーツ・レクリエーション施設は、近隣自治体の施設を含め高い稼働率となっており、市内外からの利用希望者が増加しています。

●今後の方針

施設に何らかの不具合や故障が生じてから対応する事後保全から、定期点検や耐震・劣化調査等の結果に基づき長期的な視点に立った改修を行う予防保全へ転換を行い、安全確保・コストの縮減や平準化を図ります。なお、修繕費や維持管理費の高騰の状況を鑑み、適正な運営を維持する観点から利用料金の見直しについても検討を行います。

また、老朽化状況や利用状況、人口減少や高齢化社会等の社会情勢の変化を見据えながら、施設全体の複合化・集約化、規模や配置の適正化を図るなど、総量縮減を行います。

会議室、研修室、和室、料理室の貸館機能は、市内全体でのニーズを考慮したうえで、必要に応じて集約化等を検討します。また、利用料金のキャッシュレス化対応、サービスのデジタル化対応など、時代ニーズに対応したさらなる利便性向上に努めます。

老朽化等による施設の建替え時には、「門真市立地適正化計画」や「門真市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、総合的に再編、統廃合等を検討します。

多様なニーズを適切に把握し、機能の充足やさらなる周知を図り、より多くの市民に利用していただけるよう魅力的な施設運営を検討します。

○市民文化系施設

文化施設は、大規模改修が必要な時期を迎えており、外壁、屋上、電気・空調設備、施設特有の設備等を中心に、中長期的な修繕・改修を計画的に実施していきます。

中塚荘(市民交流会館)は、令和8(2026)年度を目途に歴史資料館と集約化し、市の直営施設として、資料展示や講演会など市民ボランティアとの協働により事業を行います。

南部市民センターの貸館機能は機能の集約化を含め、施設の必要性を検討します。

集会施設については、地元自治会の管理で利用する施設であり、地域への譲渡など、市有財産としてのあり方について検討します。

○社会教育系施設

公民館は、周辺地域で新施設の整備が進むことから、北部地域における類似機能の集約化の動向を踏まえ、必要な機能及びそのあり方について検討します。歴史資料館の展示機能(資料館)は、歴史的景観のある中塚荘(市民交流会館)との集約化により、資料展示や講演会など市民ボランティアとの協働により事業を行います。収蔵庫は、収蔵品の適切な管理を行うために必要な保管場所、門真に特徴的な「段蔵」を模した建物として今後も維持管理を継続していきます。門真市民プラザについては、敷地を含む北島西・北地区のまちづくりの動向等を踏まえて、今後のあり方を検討します。

青少年活動センター、生涯学習センターについては、貸館機能の相互利用や諸室の多機能化など、市の公共施設等全体で効率的な運用を検討します。

新たな社会教育系施設として、古川橋駅北側のまちづくり事業において、都市機能の集積と併せ、魅力と賑わいのある景観を形成する拠点「(仮称)生涯学習複合施設」の整備を進めます。新施設は、「地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点」を基本コンセプトとし、

図書館機能と文化会館機能を併せもった複合施設として、令和7(2025)年度の開設を目指します。

新施設の運営については、サウンディング型市場調査の結果などから、駅前立地という地理的特性を活かした賑わいの創出には民間事業者を活用した一体的なまちづくりが必要であり、周りの民間企業も含めた他の施設への相乗効果が期待できることから、指定管理者による一体的な運営を行います。

また、図書館について、市が直接管理運営する図書館を門真市民プラザ内に整備し、新施設の運営者と共に新たな2館体制とし、それぞれの特色を生かした運営を行います。

なお、現在の図書館本館は、市民プラザに移転し、直営館として運営を継続しますが、北島地域のまちづくりの動向により再編の可能性があります。

○スポーツ・レクリエーション系施設

市立総合体育館は計画的な保全による長寿命化を図り、誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点として運営します。

門真市民プラザ体育館については、南部のスポーツ・レクリエーション施設の拠点としますが、北島地域のまちづくりの動向により、再編の可能性があることも踏まえて、施設の長寿命化や多機能化の可能性など、今後のあり方を検討します。

(2) 学校教育系施設

●施設類型別保有状況

大分類	中分類	No	施設名称	施設形態	建築年度	構造階数	延床面積(m ²)	耐震改修
学校教育系施設	学校	D1-1	門真小学校	単独	昭和39年度(1964)	RC造3階	6,559.77	実施済み
		D1-2	古川橋小学校	複合	昭和39年度(1964)	RC造3階	5,364.05	実施済み
		D1-3	四宮小学校	複合	昭和39年度(1964)	RC造3階	6,565.58	実施済み
		D1-4	二島小学校	単独	昭和47年度(1972)	RC造4階	6,603.15	実施済み
		D1-5	大和田小学校	複合	昭和39年度(1964)	RC造3階	6,035.94	実施済み
		D1-6	門真みらい小学校	単独	昭和44年度(1969)	RC造4階	7,467.87	実施済み
		D1-7	沖小学校	単独	昭和45年度(1970)	RC造4階	5,999.74	実施済み
		D1-8	上野口小学校	複合	昭和46年度(1971)	RC造4階	6,146.95	実施済み
		D1-9	速見小学校	複合	昭和46年度(1971)	RC造4階	6,509.08	実施済み
		D1-10	脇田小学校	単独	昭和47年度(1972)	RC造4階	6,907.17	実施済み
		D1-11	北巢本小学校	単独	昭和48年度(1973)	RC造4階	5,426.06	実施済み
		D1-12	五月田小学校	複合	昭和50年度(1975)	RC造4階	5,614.12	実施済み
		D1-13	砂子小学校	単独	昭和50年度(1975)	RC造4階	5,394.17	実施済み
		D1-14	東小学校	単独	昭和57年度(1982)	RC造3階	5,487.82	不要
		D1-15	第二中学校	単独	昭和38年度(1963)	RC造3階	7,628.64	実施済み
		D1-16	第三中学校	単独	昭和43年度(1968)	RC造4階	7,896.80	実施済み
		D1-17	第四中学校	単独	昭和47年度(1972)	RC造4階	7,891.13	実施済み
		D1-18	第五中学校	単独	昭和47年度(1972)	RC造4階	7,350.60	実施済み
		D1-19	第七中学校	単独	昭和53年度(1978)	RC造4階	7,925.00	実施済み
		D1-20	門真はすはな中学校	単独	平成23年度(2011)	RC造4階	9,482.87	不要
		その他教育施設	D2-1	教育センター(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造4階	1,321.89

※ 小学校のうち、放課後児童クラブとの複合施設である6校の延床面積には、当該施設に複合する各放課後児童クラブ(校舎内専用棟)の延床面積を含んでいます。

表一 学校教育系施設保有状況



●現状・課題

本市が保有する学校教育系施設は、小学校 14 施設、中学校 6 施設、その他教育施設が 1 施設の計 21 施設があり、延床面積 135,578.40 m²(放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6 施設の延床面積を含む。)と全体の約 30.9%になります。

建築後 30 年以上経過した施設が約 89.0%を占め、老朽化が進行しています。

○学校

児童生徒数は昭和 55(1980)年度の 24,088 人をピークに減少し、令和2(2020)年度は 7,411 人となっており、昭和 55(1980)年度と比較して 16,677 人減少(69.2%減)しています。学級数についても小学校では 12 学級を下回る小規模校が令和 2(2020)年度では6校となり、うち、砂子小学校と北巢本小学校の2校については単学級となった年度があります。

これまでに複数の学校において大規模改修工事(※)を実施するとともに、全ての学校(新耐震基準を満たす学校以外)で耐震補強工事を実施済みです。また、トイレ改修工事(洋式化・ドライ化)の他、屋上防水改修工事(令和 3・4(2021・2022)年度)、空調設備一斉更新(令和 3(2021)年度)などにより、順次学校施設環境の改善を図っているところですが、多くの建物が建築から 50 年以上経過しており、経年劣化による給排水設備の不具合をはじめ、外壁のひび割れ、雨漏り、機械設備の故障などが発生しています。

※大規模改修工事実施校:速見小学校(平成 9・10(1997・1998)年度)、第四中学校(平成 11・12(1999・2000)年度)、砂子小学校(平成 14・15(2002・2003)年度)、門真みらい小学校(平成 17・18(2005・2006)年度)、五月田小学校(平成 25・26(2013・2014)年度)、沖小学校・第五中学校(平成 27・28(2015・2016)年度)

○その他教育施設

その他教育施設としては、市民プラザ内に教育センターがあります。

教職員の研修や教育に関する調査研究のための施設で、教育センターの事業(学校教育関係)を優先しますが、教育・市民文化の向上のため、市民への貸室も実施しています。学校の会議が集中すると会議室が不足する反面、平日昼間の貸館は稼働率が低い状況にあります。

また、適応指導教室教育支援ルーム「かがやき」の運営を行っています。

●今後の方針

○学校

「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」(令和3(2021)年3月)に基づき、まず、脇田小学校と砂子小学校を統合し、その後、第四中学校と併せて、施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)を開設します。また、北巢本小学校と四宮小学校についても、地域との調整を図りながら、計画的に統合を進めていきます。

今後も子どもたちを取り巻く環境の変化に応じて、他の学校施設の配置の方向性について検討を進めます。

建物については、令和2(2020)年12月に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づき、対象となる施設の長寿命化を目指します。また、小学校の建替え・改修等の際には、敷地内専用棟(別棟)で運営する放課後児童クラブについて、校舎内への移設が可能かを併せて検討・調整していきます。

○その他教育施設

図書館本館の門真市民プラザへの移転及び分館との統合に関連し、教育センターは民間建物へ事務スペース等の規模を縮小して移転を行います。適応指導教室教育支援ルーム「かがやき」は、門真市民プラザにおいて運営を継続しますが、北島地域のまちづくりの動向により再編の可能性がります。

なお、今後の教育センターのあり方として、教育委員会としての各執務室の配置や、各学校からのアクセスなど、教育センターの適切な配置について検討を行います。

(3) 保健福祉系施設

●施設類型別保有状況

大分類	中分類	No	施設名称	施設形態	建築年度	構造階数	延床面積(m ²)	耐震改修
子育て支援施設	幼保・こども園	E1-2	上野口保育園	単独	昭和43年度(1968)	S造 1階	445.10	実施済み
		E1-5	大和田幼稚園	単独	昭和52年度(1977)	RC造 2階	722.00	不要
		E1-6	砂子みなみこども園	単独	平成29年度(2017)	S造 2階	2,321.64	不要
	幼児・児童施設	E2-1	こども発達支援センター(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	2,602.26	実施済み
		E2-2	なかよし広場(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造 4階	240.07	実施済み
		E2-3	放課後児童クラブ(門真小)	単独	平成19年度(2007)	S造 1階	225.45	不要
		E2-4	放課後児童クラブ(二島小)	単独	平成20年度(2008)	S造 1階	239.00	不要
		E2-5	放課後児童クラブ(門真みらい小)	単独	平成23年度(2011)	LS造 2階	471.14	不要
		E2-6	放課後児童クラブ(脇田小)	単独	平成19年度(2007)	S造 1階	315.96	不要
		E2-7	放課後児童クラブ(砂子小)	単独	平成16年度(2004)	S造 1階	226.47	不要
		E2-8	放課後児童クラブ(東小)	単独	平成12年度(2000)	S造 1階	121.15	不要
		E2-9	放課後児童クラブ(大和田小)	複合	昭和41年度(1966)	RC造 3階	(121.40)	実施済み
		E2-10	放課後児童クラブ(四宮小)	複合	昭和39年度(1964)	RC造 3階	(233.70)	実施済み
		E2-11	放課後児童クラブ(古川橋小)	複合	昭和40年度(1965)	RC造 3階	(260.89)	実施済み
		E2-12	放課後児童クラブ(沖小)	単独	昭和50年度(1975)	S造 1階	263.80	実施済み
		E2-13	放課後児童クラブ(上野口小)	複合	昭和52年度(1977)	RC造 3階	(181.86)	実施済み
		E2-14	放課後児童クラブ(速見小)	複合	昭和48年度(1973)	RC造 4階	(200.58)	実施済み
E2-15	放課後児童クラブ(北巣本小)	単独	昭和56年度(1981)	S造 2階	169.20	実施済み		
E2-16	放課後児童クラブ(五月田小)	複合	昭和50年度(1975)	RC造 4階	(159.90)	実施済み		
E2-17	保健福祉センター(地域子育て支援センター)	複合	平成11年度(1999)	RC造 4階	133.45	不要		
保健福祉施設	高齢福祉施設	F3-1	老人福祉センター	単独	昭和47年度(1972)	RC造 2階	1,250.19	実施済み
		F3-2	高齢者ふれあいセンター	単独	平成12年度(2000)	RC造 1階	483.09	不要
		F3-3	地域高齢者交流サロン	単独	平成14年度(2002)	S造 1階	120.00	不要
	保健施設	F4-1	保健福祉センター(保健センター)	複合	平成11年度(1999)	RC造 4階	8,538.24	不要
		F4-2	保健福祉センター(診療所)	複合	平成11年度(1999)	RC造 4階	766.56	不要
		F4-3	保健福祉センター(障がい者福祉センター)	複合	平成11年度(1999)	RC造 4階	1,431.12	不要

※ 幼児・児童施設のうち、放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6施設の延床面積(表中括弧書き)については、当該施設の複合する各小学校の延床面積に含め、P.52(2)学校教育系施設にも計上しています。

表一 保健福祉系施設保有状況

●施設分布図



凡例

- E 子育て支援施設
- 1 幼保・こども園
 - 2 幼児・児童施設
- F 保健福祉施設
- 3 高齢福祉施設
 - 4 保健施設



●現状・課題

本市が保有する保健福祉系施設は、子育て支援施設 20 施設、保健福祉施設 6 施設の計 26 施設あり、延床面積 21,085.89 m²(放課後児童クラブ(校舎内専用棟)6 施設の延床面積を除く。)と全体の約 4.8%になります。

建築後 30 年以上経過した施設は約 26.4%であり、他類型と比較すると割合は低いですが、幼稚園、保育園や老人福祉センターで老朽化が進行しています。

○子育て支援施設

幼保・こども園については、国道 163 号を境に北部地域に上野口保育園、大和田幼稚園、南部地域に砂子みなみこども園の計3園の公立園を設置しています。このうち、砂子みなみこども園は平成 30(2018)年 4 月に南保育園と南幼稚園を統合して開設した新しい施設となっています。

令和 4(2022)年 4 月現在、上野口保育園の定員充足率は 78.6%、大和田幼稚園は 12.3%となっており、大和田幼稚園は定員を大幅に下回っている状況です。

上野口保育園は他の公立園と比較して、園舎や敷地の面積が小さく、手狭であり、敷地の一部が道路拡幅の予定地となっています。上野口保育園は築 53 年、大和田幼稚園は築 44 年が経過しており、施設全体の老朽化が進行しています。

こども発達支援センターは、平成 24(2012)年度の児童福祉法改正に伴い、平成 26(2014)年度に旧さつき園・くすのき園の機能拡充のため、センターとして設置しました。地域の中核的な療育支援施設として、保育所等訪問支援事業、相談支援事業、通園事業、個別療育事業等を行っており、通園事業の利用者は 1 日あたり約 40 名です。現在の立地は、市の中心位置であることから、通園事業の送迎時間が短くなり、利便性が高いと言えます。また、建物管理の効率化において複合施設での運営にメリットが見られます。個別療育事業について他市では民間事業者へ委託している例もありますが、本市では、独自に設置しています。なお、建物の老朽化に伴い、不具合が発生している箇所があります。

なかよし広場、地域子育て支援センターは、遊び場の提供や子育てに関する講演会等の実施を通して、主に乳幼児(0 歳から 3 歳)とその親が気軽につどい、語り合い、交流を図ることにより安心して子育てができる環境・機会を提供しています。それぞれの施設スペースについては、随時職員による点検と修繕を実施しています。

門真市においては、市内の全小学校(14 校)で専用棟(別棟)又は校舎内に専用スペース(校舎内専用棟)を設け、放課後の子どもの居場所づくりと児童の健全育成を行う放課後児童クラブを開設しています。近年、放課後児童クラブの入会率が増加し、一部の放課後児童クラブでは、専用スペースにおいて受入れ可能な定員数を超えて入会希望があり、学校の余裕教室の借用や日中教育活動で使用している教室を放課後のみ借用する方法等により入会希望者の受入れを行っている状況です。

今後のまちづくり施策の進展により子育て共働き世帯の転入が増えると、利用者がさらに増加することも予測されます。

児童数の減少により、学校の余裕教室が増加すれば、学校管理者と調整のうえ、放課後児童クラブの専用スペースとして用途変更を検討していくこととなりますが、用途の変更にあたっては設備の改修が必要となります。

令和3(2021)年度に実施した建物劣化状況調査では、内装の痛み、外壁のひび、窓・扉等の開閉不良等が指摘されました。専用棟(別棟)については、内部、外部ともに劣化箇所について点検と修繕を実施し、校舎内専用棟については、外部は学校の所有になるため基本的には内部のみ点検・修繕を実施しています。

○保健福祉施設

市内には老人クラブが100以上あり、メンバーは6000人近くなっています。高齢福祉施設は、60歳以上の高齢者に対する健康の保持増進、教養の向上、レクリエーション等のために必要な場を無料で提供しているほか、老人福祉センターでは生活及び健康に関する相談事業も実施しています。平成25(2013)年度から令和元(2019)年度までの利用状況は、3施設ともに延床面積100㎡あたりの利用人数が1日あたり12~14人程度で差がなく、利用推移も比較的安定しています。なお、高齢者ふれあいセンターでは、特にフィットネスルームの稼働率が高い傾向が見られます。高齢福祉施設としての設置目的が達成されることを前提に、利用者への配慮(アクセス、バリアフリー)に留意しつつ、多目的室などの他施設との集約化の可能性が考えられます。

老人福祉センターの建物は建設から50年が経過しており、老朽化の進行が著しく、毎年多くの修繕費がかかっています。このまま修繕を繰り返すか、複合化、集約化、移転等を行うかの検討時期となっています。

保健福祉センターは、診療所、障がい者福祉センター、保健センター、健康増進課執務スペースなどからなる複合施設です。

保健センターは実施頻度の少ない事業の利用スペースについて、有効活用が課題となっています。

診療所は休日診療及び障がい者(児)歯科診療を実施し、医師会、歯科医師会の輪番制で医師を確保しています。利用動向が想定できない反面、医師、看護師等の確保、薬品、器具等の配置が必要であり、運営コストは高くなっています。

障がい者福祉センターは、生活介護訓練、放課後等デイサービス、貸館(障がい者団体への無償貸出のみ)が主な事業となっています。保健福祉センターの2階1フロア全体を専有していますが、一部に余剰スペースが発生しています。しかし、施設特性から不特定多数の人の出入りが好ましくなく、他施設による活用等はなされていない状況です。障がい者福祉センター専有部分では、建物内部の仕上げ材や、備品類の不具合が増加しているほか、浴室など特殊な設備もあることから、今後も修繕費等が増加していく可能性があります。

●今後の方針

施設に何らかの不具合や故障が生じてから対応する事後保全から、定期点検や耐震・劣化調査等の結果に基づき長期的な視点に立った改修を行う予防保全へ転換を行い、安全確保・コストの縮減や平準化を図ります。

また、老朽化状況や利用状況、人口減少や高齢化社会等の社会情勢の変化を見据えながら、施設全体の複合化・集約化の検討、規模や配置の適正化を図るなど、総量縮減を行います。「門真市立地適正化計画」や「門真市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、総合的に再編、統廃合を検討します。

○子育て支援施設

幼保・こども園については、門真市公立園最適化基本方針(令和2(2020)年3月)及び門真市公立園最適化基本計画(令和4(2022)年9月)に基づき、公立園の果たす役割としての機能を維持し、南北1園ずつの配置とします。なお、上野口保育園、大和田幼稚園については統合し、認定こども園として令和8(2026)年度を目途に再整備します。新設する認定こども園は、当面は、大和田幼稚園の建物を改修して使用しますが、建物の使用年限や今後の周辺のまちづくりの動向を踏まえ、さらに適正な配置を検討していきます。

こども発達支援センターは、令和6(2024)年度から指定管理制度を導入し、運営の効率化とサービス向上を図ります。今後の必要なサービス規模は、療育が必要な子どもの人数に応じて、「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」において適宜、検討を行います。

なかよし広場(南部)、地域子育て支援センター(北部)は、地域の子育て支援の拠点となる施設として、利用者の利便性を考慮し、北部と南部に1か所ずつ配置することとしており、今後も継続して事業を実施していきます。なお、こども発達支援センター、なかよし広場は、北島地域のまちづくりの動向により再編の可能性があります。

放課後児童クラブの建替え・改修等は、専用棟(別棟)及び校舎内専用棟ともに当該学校の建替え・改修等と併せて一体的に実施していくことが望ましく、その際、専用棟(別棟)については、校舎内への移設が可能かを併せて検討していきます。

○保健福祉施設

老人福祉センターは建物の老朽化が著しく進行しているため、10年以内を目途とした複合化、集約化、移転等について検討を進めます。高齢者の貸館利用については、旧文化会館や公民館の利用も見られることから、必ずしも高齢者の専用施設に拘らない活動の場の提供も視野に入れ、適切な規模・配置を検討します。地域高齢者交流サロンについては、北島地域のまちづくりの動向により再編の可能性があります。

保健福祉センターについては、保健、医療、福祉を担う中核施設として、今後も施設を維持していきます。なお、複合施設としてセンター全体の運営事務の効率化(指定管理導入など)を検討します。

障がい者福祉センターについては、利用状況、備品・設備の劣化進行状況を見ながら、機能の見直しを検討します。

(4) 行政・都市関連施設

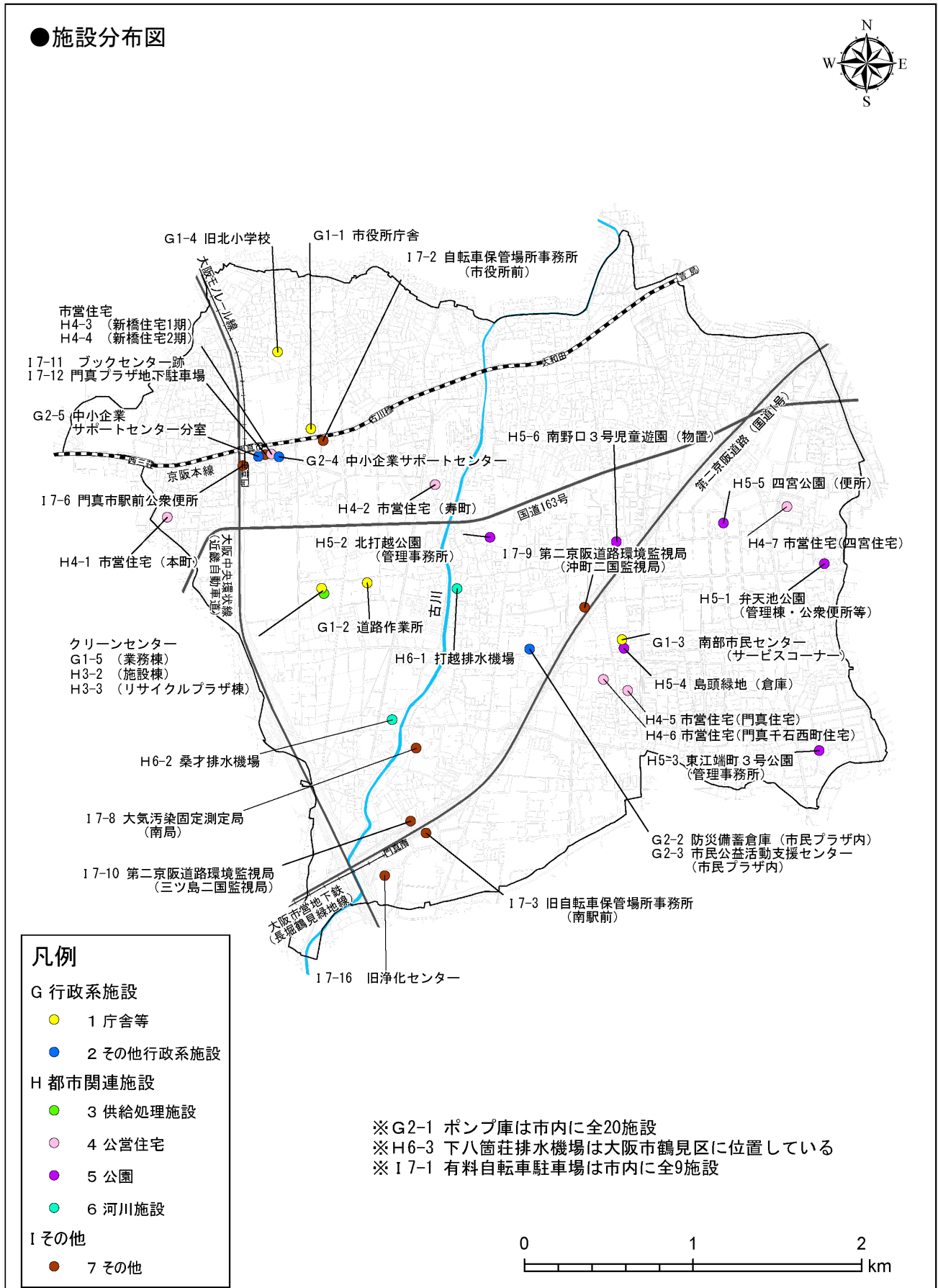
●施設類型別保有状況

大分類	中分類	No	施設名称	施設形態	建築年度	構造階数	延床面積 (㎡)	耐震改修
行政系施設	庁舎等	G1-1	市役所庁舎	単独	昭和46年度(1971)	RC造3階	11,755.50	実施済み
		G1-2	道路作業所	単独	平成2年度(1990)	S造2階	570.06	不要
		G1-3	南部市民センター(サービスコーナー)	複合	平成5年度(1993)	RC造2階	243.16	不要
		G1-4	旧北小学校	単独	昭和38年度(1963)	RC造3階	4,242.30	未実施
		G1-5	クリーンセンター(業務棟)	単独	昭和62年度(1987)	RC造3階	1,699.21	不要
	その他行政系施設	G2-1	ポンプ庫(全20施設)	単独	昭和46年度(1971)	CB造1階	400.26	未実施
		G2-2	防災備蓄倉庫(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造4階	740.03	実施済み
		G2-3	市民公益活動支援センター(市民プラザ内)	複合	昭和55年度(1980)	RC造4階	725.90	実施済み
		G2-4	中小企業サポートセンター	複合	昭和51年度(1976)	SRC造13階	47.31	実施済み
		G2-5	中小企業サポートセンター分室	複合	昭和47年度(1972)	SRC造0階	46.20	未実施
都市関連施設	供給処理施設	H3-2	クリーンセンター(施設棟)	単独	昭和63年度(1988)	RC造3階	10,795.35	不要
		H3-3	クリーンセンター(リサイクルプラザ棟)	複合	平成13年度(2001)	RC造3階	8,417.76	不要
	市営住宅	H4-1	市営住宅(本町)	単独	平成12年度(2000)	RC造7階	10,186.89	不要
		H4-2	市営住宅(寿町)	単独	昭和56年度(1981)	RC造5階	4,581.15	不要
		H4-3	市営住宅(新橋住宅1期)	複合	昭和47年度(1972)	SRC造12階	16,815.07	未実施
		H4-4	市営住宅(新橋住宅2期)	複合	昭和51年度(1976)	SRC造13階	4,946.90	実施済み
		H4-5	市営住宅(門真住宅)	単独	昭和41年度(1966)	RC造5階	80,043.22	未実施
		H4-6	市営住宅(門真千石西町住宅)	単独	平成24年度(2012)	RC造14階	52,650.04	不要
		H4-7	市営住宅(門真四宮住宅)	単独	昭和62年度(1987)	RC造5階	22,234.12	不要
	公園	H5-1	弁天池公園(管理棟・公衆便所等)	単独	平成2年度(1990)	RC造2階	210.22	不要
		H5-2	北打越公園(管理事務所)	単独	平成10年度(1998)	LS造1階	37.76	不要
		H5-3	東江端町3号公園(管理事務所)	単独	平成10年度(1998)	LS造1階	39.84	不要
		H5-4	島頭緑地(倉庫)	単独	平成9年度(1997)	S造1階	17.02	不要
		H5-5	四宮公園(便所)	単独	昭和62年度(1987)	LS造1階	10.08	不要
		H5-6	南野口3号児童遊園(物置)	単独	平成12年度(2000)	S造1階	2.57	不要
	河川施設	H6-1	打越排水機場	単独	昭和57年度(1982)	CB造1階	15.00	不要
		H6-2	桑才排水機場	単独	昭和57年度(1982)	RC造1階	117.97	未実施
		H6-3	下八箇荘排水機場	単独	昭和36年度(1961)	RC造2階	392.35	未実施

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

大分類	中分類	No	施設名称	施設形態	建築年度	構造階数	延床面積(m ²)	耐震改修
その他	その他	17-1	有料自転車駐車場(9施設)	単独	平成9年度(1997)	RC造 1階	4,388.88	不要
		17-2	自転車保管場所事務所(市役所前)	単独	昭和61年度(1986)	LS造 1階	15.12	不要
		17-3	旧自転車保管場所事務所(南駅前)	単独	平成17年度(2005)	S造 1階	30.37	不要
		17-6	門真市駅前公衆便所	単独	平成9年度(1997)	RC造 1階	35.76	不要
		17-8	大気汚染固定測定局(南局)	単独	平成23年度(2011)	S造 1階	13.44	不要
		17-9	第二京阪道路環境監視局(沖町二国監視局)	単独	平成21年度(2009)	S造 1階	8.30	不要
		17-10	第二京阪道路環境監視局(三ツ島二国監視局)	単独	平成21年度(2009)	S造 1階	8.30	不要
		17-11	ブックセンター跡	複合	昭和47年度(1972)	SRC造 12階	246.82	未実施
		17-12	門真プラザ地下駐車場	複合	昭和47年度(1972)	SRC造 12階	834.12	未実施
		17-16	旧浄化センター	単独	平成3年度(1991)	S造 2階	2,817.34	不要

表一行政・都市関連施設保有状況



●現状・課題

本市が保有する行政・都市関連施設は、行政系施設 10 施設、都市関連施設 18 施設、その他施設 10 施設の計 38 施設あり、延床面積 240,381.69 m²と全体の約 54.7%となり、府営住宅の移管により保有量が増加しています。建築後 30 年以上経過した施設が約 65.6%を占め、耐震性や老朽化の安全面で課題を抱えている施設があります。

○行政系施設

市役所庁舎については、令和 4(2022)年 4 月に「門真市庁舎エリア整備ビジョン」を策定し、『庁舎機能』『公園・広場機能』『防災機能』が連携し一体的に機能を発揮できる拠点として、周辺エリアの整備を含めた建替えに向けて、事業を進めています。

道路作業所や南部市民センターは建物の老朽化が進行しており、修繕、改修等の検討が必要です。

中小企業サポートセンター分室のある市営住宅(新橋住宅 1 期)は、老朽化による撤去が予定されており、中小企業サポートセンター本館を含めた施設のあり方検討しています。

消防団のポンプ庫については、建物の老朽化により、修繕や建替えの増加が懸念されます。

○都市関連施設

し尿については、平成 30(2018)年度末に浄化センターを閉鎖したため、平成 31(2019)年度より、四條畷市へ処理業務を委託しています。可燃ごみについては、大阪広域環境施設組合への加入及び共同処理の実現に向けて協議を行っています。また、資源ごみについては、令和 4(2022)年度末にプラント部門を廃止し、令和 5(2023)年度から民間業者に処理業務を委託します。

市営住宅については、令和 2(2020)年 3 月に策定した「門真市営住宅長寿命化計画」に基づき、外壁改修やエレベータ設置、耐震性の確保されていない老朽化住宅の用途廃止に向けた整備を進めています。

令和元(2019)年度から、令和 10(2028)年度を目途に市内の全府営住宅の移管を進めています。

用途廃止予定住宅の跡地活用について検討が必要です。

○その他施設

用途廃止又は廃止予定の施設が存在し、建物を含めた跡地の利活用や撤去等の施設のあり方について検討が必要です。

●今後の方針

施設に何らかの不具合や故障が生じてから対応する事後保全から、定期点検や耐震・劣化調査等の結果に基づき長期的な視点に立った改修を行う予防保全へ転換を行い、安全確保・コストの縮減や平準化を図ります。

また、老朽化状況や利用状況、人口減少や高齢化社会等の社会情勢の変化を見据えながら、施設全体の複合化・集約化の検討、規模や配置の適正化を図るなど、総量縮減を行います。

○行政系施設

市役所庁舎については、令和4(2022)年4月に策定した「門真市庁舎エリア整備ビジョン」に基づき、基本構想、基本計画の策定を進めます。なお、本計画の施設総量の適正化の基本方針に則り、他施設との複合化を検討します。

建替えや改修の必要な施設については、周辺地域のまちづくりの動向を踏まえ、他施設との複合化や機能の集約化を視野に入れつつ、将来的な施設のあり方、規模について検討を進めます。

活力ある地域社会の実現に向け、サービスの向上を図るとともに、各施設の稼働率に見合った施設規模の検討を行い、魅力的かつ効率的な運営を目指します。

防災備蓄倉庫については、地域防災の備えとしてバランスのとれた配置を実現するため、今後の公共施設等の再編等の際には、市全体としての防災備蓄倉庫の規模や機能の維持を前提とした適正な配置を検討します。

○都市関連施設

クリーンセンター(施設棟)については、安定的かつ効率的なごみ処理体制を図るため、「門真市リサイクル・焼却施設等管理計画」に基づき、ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事を進めるとともに、大阪広域環境施設組合への加入及び可燃ごみの共同処理の実現に向けて協議を進めます。

クリーンセンター(リサイクルプラザ棟)は、令和4(2022)年度末のプラント部門の廃止を踏まえ、施設のあり方について検討します。

市営住宅については、令和2(2020)年3月に策定した「門真市営住宅長寿命化計画」に基づく目標管理戸数を見据え、施設のあり方について検討が必要です。

用途廃止住宅の跡地については、売却だけでなく、周辺公共施設の再編など、庁内横断的な有効活用の可能性を検討します。

新規整備、建替えに当たっては、他の公共施設等との複合化など、市全体の資産運営の効率化に視点を置いた検討を行います。

既存施設については、長期的な視点を持って施設の長寿命化を実施し、予防保全的な維持管理や改善を推進しながら良好な住宅ストックを確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

○その他施設

ブックセンター跡及び門真プラザ地下駐車場は、市営住宅(新橋住宅 1 期)の撤去に伴い、廃止します。その他の用途廃止施設はすみやかに撤去や売却を検討し、安全面の確保・維持管理費用の縮減を図ります。

小規模な建物は改修や更新等に合わせて、建物の必要性を検討します。

3. インフラ施設

(1) 道路

●現況・課題

本市の一般道路は、令和4(2022)年3月31日現在、総延長約166.4km、道路面積約1,147,532.4㎡を管理しています。道路全体の舗装率は98%です。

災害発生時に、円滑な緊急輸送体制を確保するため、市道のうち10路線(約16.33km)を地域緊急交通路に指定しています。

平成30(2018)年度に実施した路面性状調査では、調査全体延長の約20%が修繕対策必要との結果となったほか、調査対象外の路線においても、修繕の必要な箇所が多数存在しています。

このほか、道路の維持管理については、歩道のない市道が多いことが課題となっています。

●今後の方針

1・2級市道及びその他指定路線(緊急輸送路他)については、5年ごとにMMSなどの測定車による点検結果から作成する「舗装個別施設計画」に基づき、必要な措置を講じることにより道路施設の延命化及び中長期的なコストの抑制を図ります。

その他の路線については、日常的な巡視による道路点検及び住民からの通報に基づき、損傷箇所の早期発見と事前対処をすることにより、道路通行の安全性・快適性・利便性の確保に努めます。

また、歩道の整備に向けて、用地買収や開水路の暗渠化などの検討を進めます。

(2) 橋りょう

●現状・課題

本市の橋りょうは、令和4(2022)年3月31日現在、道路橋96橋及び横断歩道橋3橋を管理しています。

これらの橋は、高度成長期に架設された橋が多く、架設後50年以上経過した橋が占める割合が9割を超えており、老朽化が進行しています。

令和元(2019)年度に実施した法定点検において、早期措置段階の結果となった橋りょうは24橋ありました。

●今後の方針

道路橋については、平成25(2013)年10月に策定した「門真市橋りょう長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策を推進し、事後保全型の管理から予防保全型の管理へ移行し、中長期的な観点から対策の優先順位を判断するとともに、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。

また、道路法第42条及び道路法施行令、国土交通省令に基づき5年ごとに実施する定期点検の結果から「橋りょう個別施設計画」及び「横断歩道橋個別施設計画」の年次修繕計画を定め、必要な措置を講じます。

(3) 公園

●現状・課題

本市では令和4(2022)年3月31日現在、都市公園68箇所、都市公園以外の公園97箇所、16.58haを管理しています。うち、弁天地公園については指定管理制度による維持管理を行っていますが、その他の施設は職員による月1回の点検や市民団体への植栽管理や清掃の委託により管理を行っています。

都市公園のうち、予防保全型の管理を行うべき遊具、管理施設等について、令和元(2019)年度に実施した健全度調査では、45.3%に全体的な劣化の進行が見られるなど、公園施設の老朽化が進行しています。

また、市内の公園全体として、地域による配置や機能、利用率の偏りが見られます。

●今後の方針

令和5(2023)年3月策定の「パークイノベーション計画」で定めた各公園の利用方法やあり方及び地域エリア単位の公園機能の配置バランスに基づき、リニューアルや機能拡充による利用の効率化、用途転換等による利用転換などを行い、公園全体の魅力向上、魅力ある公園づくりを目指します。

都市公園については、令和2(2020)年3月に策定した「門真市公園施設長寿命化計画」に基づき、「パークイノベーション計画」で定められる方向性に即した遊具等の更新、撤去を行います。都市公園以外の公園については、月1回の点検結果に基づき、利用者の安全確保を確保できるよう、部分補修もしくは危険施設の撤去により対応します。

また、まちづくり等の関連事業に伴う新しい公園の整備やP-PFI等の新しい管理方法についても導入を検討します。

(4) 雨水貯留施設

●現状・課題

本市は寝屋川流域に位置し、河川よりも地盤の低い内水域となっています。また、市街化の進展により、農地、緑地だった場所が、住宅地や舗装道路等になり、雨水が地中に浸透する機能が減少してきています。

これらの厳しい環境下において、豪雨時の浸水被害の防災・減災のため、本市の道路や公園の地下には下水道や水路への雨水流量を調節するための雨水貯留施設を設置しています。

このほか、農業水利施設による河川への強制排水、公共下水道の整備、大阪府による地下河川、下水道増補幹線の一体的な整備により、治水対策を行っています。

●今後の方針

日常の点検に加え、大雨が予想される時期の事前点検などにより、施設の破損やごみ、土砂等の堆積による機能低下、機能不全の有無を確認します。

また、他の施設との連携により、市内の雨水対策、治水対策を進めていきます。

(5) 農業水利施設

●現状・課題

本市には、農業地域への必要な水の供給及び農業廃水を目的とした農業水利施設として、水路施設 52 路線に加え、樋門、ポンプといった一般管路からの排水を担う小規模な施設を多数設置しています。一方で、公共下水道の普及に伴い、日常の用排水の機能よりも、大雨時の排水機能の補完へと役割が変革してきています。

なお、下八箇荘排水機場は、大東市、大阪市及び門真市の3市をまたぐ下八箇荘水路の末端にある排水機場であり、農業用用水の排水や大雨時の雨水排除等を行っています。各自治体からの負担金により本市にて維持管理を行っていますが、老朽化が進行しています。

●今後の方針

水路護岸については、令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度にかけて、劣化度及び老朽度の調査を実施しており、健全度の評価結果に基づく修繕等の対策を実施します。

下八箇荘排水機場を除く、小規模な樋門、ポンプ場の施設については、公共下水道の普及により、当該水路への生活排水が無くなる見込みですが、大雨対応をふまえて、門真市地域防災計画との整合性に留意しながら、必要な機能を検討していきます。

下八箇荘排水機場については、関係自治体及び大阪府との協議、連携により、施設の適切な保全を行います。

(6) 上水道

●現状・課題

本市の上水道は、令和4(2022)年3月31日現在、普及率100%、管路延長約225.1kmを管理しています。

上水道の施設の多くは、昭和40(1965)年代の高度経済成長期に一斉に整備されたため、法定耐用年数である40年を経過した管路が増加傾向にあるなど、老朽化した配水管の更新、配水池の耐震対策が急務となっています。

また、今後は人口減少に伴い水需要が減少し、財政状況が厳しくなることも予想され、持続可能な経営計画の検討が求められています。

●今後の方針

令和4(2022)年3月に策定した「門真市水道事業ビジョン(改定版)」に基づき、給水人口や給水量の減少を見据え、老朽化の進行している浄水場、配水場内の施設全体について、適正な施設規模へと更新工事を行います。

配水管については、「耐震化計画」において設定した優先順位に基づき、布設替えを行うことにより、配水管の耐震化と老朽化対策を進め、災害発生時や経年劣化による上水道の施設の破損等の防止に努めます。

また、今後も民間委託による効率的な事業運営を図るとともに、上水道の基盤強化に向けた広域化については、大阪広域水道企業団や他の水道事業体の状況を見据えながら、様々な検討を行っていきます。

(7) 下水道

●現状・課題

本市の公共下水道の整備状況は、令和4(2022)年3月31日現在、管路延長約321.5kmを管理しています。下水道整備人口普及率は96.9%ですが、雨水対策を含めた処理区域面積普及率は90%程度となっています。

管渠は汚物の堆積が少なく、状態の良好なものが多いですが、特に高度経済成長時期に急速に整備を進めたこともあり、今後改築・更新すべき施設が増加する見通しです。適切な管理の実現のため、リスク評価による優先順位を設定した上で、マンホール及び管渠についての点検・調査を行っています。

今後、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大などが予想されます。

●今後の方針

下水道未整備区域については、「門真市公共下水道事業経営戦略」に基づき、令和8(2026)年度までの整備を目指すとともに、居住地外の雨水対策整備についても最適な下水道整備を検討します。

また、地震発生時にも下水道が果たすべき機能を確保するとともに、下水道が被災したことにより復旧作業に支障をきたさぬよう、下水道総合地震対策計画に基づき、重要度及び緊急度の高い管路施設について耐震調査及び耐震化を実施していきます。

なお、現存する膨大な下水道の施設については、「公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、現在の状態を把握し、リスク評価等による優先順位を設定した上で改築・更新を実施する予防保全型の管理により、維持管理・更新等費用の縮減と資産価値の最大化を図っていきます。老朽化対策に当たっては、総合地震対策計画に基づく耐震化事業の緊急性に留意しつつ、両事業を可能な限り同時に実施するなど、全体費用の削減を目指します。

第5章 公共施設等マネジメントの推進に向けて

1. 推進体制等の構築

(1) 全庁的な推進体制の強化

- ・本市の保有するすべての公共施設等が対象であり、各施設の資産状況・利用状況・運営状況等を全庁的に共有・分析する必要があることから、公共施設等マネジメント戦略会議を中心とした部局横断的な推進体制により取り組みを加速化します。

(2) 情報の一元管理

- ・個々の施設ごとに施設所管部署が把握している施設情報などについて、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、定期的に更新するとともに、固定資産台帳等との連携を進めます。データベースは汎用性が高く安価なシステムを採用し経費削減に努めます。
- ・公共施設等マネジメントを推進するために必要な施設情報について、各施設所管部署との役割分担のもと、継続的に更新、活用できる仕組みを構築します。

(3) DX の推進

- ・門真市 DX 推進計画に基づき、公共施設等の維持管理・運営においても、文化・スポーツ施設予約システムや電子図書館をはじめとし、AI やロボット技術といったデジタル技術の積極的な導入・活用を行い、市民利便性の向上や業務の効率化・省力化の面から、公共施設等マネジメント推進の加速化を目指します。
- ・DX の推進により、従来の公共施設等の設置形態やサービス提供方法にこだわらず、建物や設備などのハード施設がなくては提供できないサービスなのかといった、新しい視点からも今後の公共施設等の方向性を検討します。

(4) 職員の意識啓発と専門技術等の向上

- ・公共施設等マネジメントの推進には、職員一人ひとりが公共施設等マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもと実践していくことが重要となるため、職員を対象とした研修会などを実施し、職員の意識啓発や施設の点検等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取り組みを推進します。

(5) 施設改修における内容と方法の十分な検討

- ・ 施設を改修する際に、改修内容と改修方法を関係部局と十分に協議し、コストと効果を調整する体制を検討します。また、大規模改修等の設計者選定の際には、できる限りプロポーザル方式等を採用し、民間のアイデアを活用することにより、建設コスト及びランニングコストの縮減による財政負担軽減に向けた取り組みを検討します。

2. SDGsの推進

- ・ 本計画は、公共施設等の適切な維持管理・運営といった観点から、持続可能な社会を実現していくための計画であり、SDGsで定める国際目標の実現に向けて、重要な役割を担うものです。
- ・ 上位計画である門真市第6次総合計画においても、SDGsの要素を最大限反映しながら取り組みを推進することとしており、公共施設等の適正管理については、「住み続けられるまちづくり」(目標11)を関連する目標として位置付けています。



3. 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

- ・ 公共施設等の状況や施設における行政サービスの提供に係るコストを正確に把握する「地方公会計」の視点を意識した公共施設等の維持管理を行います。
- ・ 公共施設等の保有量やコスト構造(維持管理・更新等費用、事業運営費、減価償却費等を含む)を把握することにより、保有総量の調整や将来的に必要なとされる費用の予測に活用します。
- ・ 公共施設カルテの作成・更新に当たり、固定資産台帳における減価償却費や資本的支出の調査結果を紐づけるなど、効率的な情報の活用を図ります。

4. 施設評価の実施方針

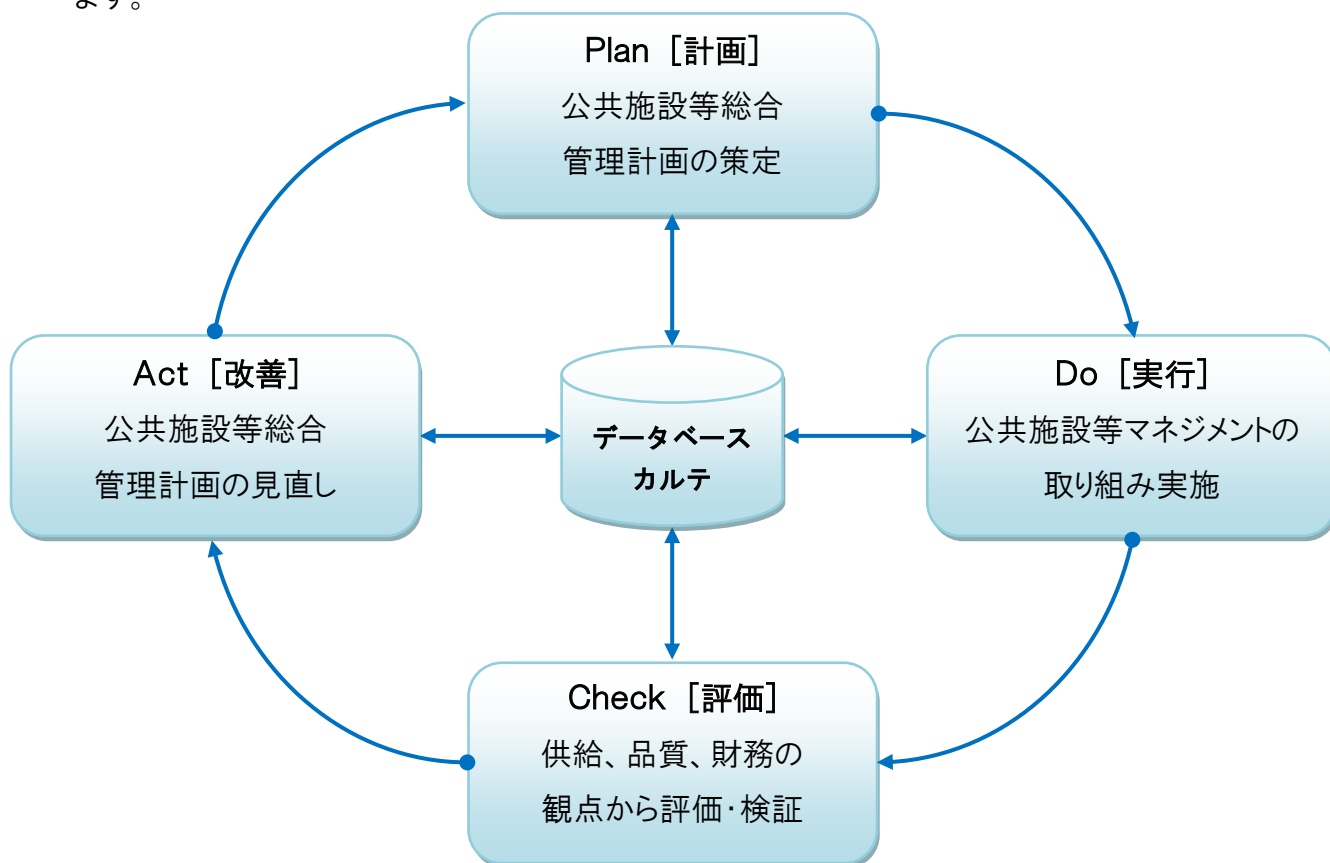
- ・ 市が保有する公共施設等全体を分野的に把握するとともに、社会経済情勢や市民ニーズに応じた公共施設等の再編を適切に検討していくため、継続的に施設情報(資産状況・利用状況・運営状況等)を蓄積・分析します。
- ・ 数値目標の達成のため、施設評価に基づく再編モデルを作成し、その実現に向けて、市民及び庁内での協議・検討を進めます。
- ・ 公共施設カルテや点検情報から耐用年数や老朽化の状態等の施設性能及び利用度等のサービス面などを総合的に評価し、維持管理の優先度を判断します。

5. 市民や市議会との情報共有

- ・ 公共施設等マネジメントの推進には、市民の理解が必要不可欠となるため、施設情報や検討経過について、ホームページや広報紙などに掲載することにより、市民と問題意識を共有していきます。
- ・ 公共施設等総合管理計画の数値目標を含めた進捗状況や再編計画等について市議会へ報告を行います。
- ・ PPP/PFI手法や指定管理者制度など民間活力の活用や、未活用施設等の売却・貸付を進めるため、これらに関する施設情報についても、ホームページや広報紙などで公開していきます。

6. フォローアップ

- ・ 本計画を着実に推進していくためには、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、日常業務の中で公共施設等マネジメントの考え方を着実に定着させるとともに、取り組みの進捗管理や見直しを行います。
- ・ 概ね10年ごとに計画の進捗状況を検証した上で、適宜見直しを行います。また、社会経済情勢の変化や、関連する計画の策定・変更などが行われた場合にも、変化に応じた見直しを行います。



参考資料

1. 市民アンケート調査実施概要

●調査概要

計画策定の基礎資料とすることを目的に、公共施設等に対する市民の皆様のご意見を把握するために実施したものです。

●調査対象

18歳以上の市民 3,000人を対象としています。

●調査期間

平成 27(2015)年 8 月 31 日(月)～平成 27(2015)年 9 月 14 日(月)

●調査方法

郵送による配布・回収

●回収状況

配布数： 3,000

有効回答数： 819

回収率： 27.3%

2. パブリックコメント実施概要

●実施概要

本計画について広く市民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施したものです。

●案件名

門真市公共施設等総合管理計画(案)

門真市公共施設等個別施設計画(案)

●意見募集期間

令和 5(2023)年 2 月 15 日(水)～令和 5(2023)年 3 月 8 日(水)

●閲覧場所

企画課、市情報コーナー(別館1階)、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、ルミエールホール、門真市民プラザ、市立公民館、図書館本館、中塚荘、リサイクルプラザ、市立老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、女性サポートステーション WESS、子ども発達支援センター、総合体育館

●受付した意見の件数

2 件(2 名)

3. 用語集

●インフラ施設

インフラストラクチャー(Infrastructure)の略。

都市基盤を形成する構造物で、道路、橋りょう、公園、上下水道の施設のこと。

●ESCO 事業

省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業であり、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などに係る全てのサービスが提供される。

また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。

●SDGs

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の略。

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を達成期限として定められた「17の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成される国際社会共通の目標のこと。

●MMS

移動計測車両による測量システム(Mobile Mapping System)の略。

車で走行しながら周囲の地形を3次元計測できる測量技術のこと。

●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

●義務的経費

地方財政の経費分類は、義務的経費、投資的経費、その他経費に大別され、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費など、その支出が法律上義務付けられた経費のこと。

●公債費

市が借り入れた借金(地方債等)の元金や利息の返済に要する費用のこと。

●公園の分類

本市の公園の規模、現状の施設状況、利用状況などから、3つに分類しています。

大きな公園 : 多様な施設や環境を有しており、市全域から利用者が訪れる公園

中くらいの公園 : ある程度多様な施設を有しており、地域の核となっている公園

小さな公園 : 身近な公園として、地域に多数整備されている公園

●事後保全

建物や構造物などの損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法のこと。

●集約化

機能が同じ複数の建物を1つの施設にまとめること。

●新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和56年に制定され、以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれており、頻繁に起こる大きさの地震に対しては建物構造に損害がないことを目標にし、発生頻度は低いが大きな地震に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護することを目標とされている。

●生産年齢人口

国勢調査による年齢区分で、人口構造を3つに区分した場合、生産活動に従事する15歳以上65歳未満の人口のこと。

●ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

●損益勘定留保資金

減価償却費などの支出を伴わない費用の見合いとして収益した補助金などの額のこと。

●大規模改修

建物の経年劣化に伴う修繕と、建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事のこと。

●耐震診断

建物の地震に対する強度を把握するために行う調査及び分析のこと。

●耐用年数

建物や構造物などの資産が、使用できる期間として定められた年数のこと。

●DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

●投資的経費

学校、文化施設等の建物、道路、橋りょう等のインフラ施設の建設に要する経費。資産として将来に残るものに支出される経費のこと。

●認定こども園

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設のこと。

●パブリックコメント

行政が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、市民や事業者等から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続きのこと。

●PFI

Private Finance Initiative の略。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

●PDCA

事業や活動を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、事業や活動を継続的に改善する手法のこと。

●P-PFI

Park-PFI の略。

平成 29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

●PPP

Public Private Partnership の略。

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

●バリアフリー

狭義では、建築分野における段差等の物理的障壁の除去を指す。

広義では、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去すること。

●複合化

機能が異なる複数の建物を1つの施設にまとめること。

●扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対する支援に要する費用のこと。

●有形固定資産減価償却率(%)

減価償却累計額÷取得価額×100で算出される耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握する指標のこと。

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

●予防保全

建物や構造物などの損傷が顕在化した後の対応ではなく、あらかじめ計画的に修繕等を行う管理手法のこと。

●ライフサイクルコスト

建物の設計費、建設費等の初期投資(イニシャルコスト)、運用費等の運営管理費(ランニングコスト)、解体費等、建物に係る生涯コストのこと。

●立地適正化計画

「人口減少」や「高齢社会」に対応するため、都市全体の構造を勘案しながら、公共施設等のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図り、持続可能で歩いて暮らせる集約型のまちづくりを目指す取り組みを推進するための計画のこと。

●類似団体

人口及び産業構造等により、全国の市町村を35のグループに分類した市町村類型のうち、本市と同じグループに属する団体をいう。

門真市公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 28 年 12 月
改訂年月 令和 5 年 3 月
発 行 門真市
〒571-8585 門真市中町 1 番 1 号
編 集 門真市企画財政部企画課



門真市

